

【開催日】 平成26年12月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時58分～午後0時5分

(休憩時間 午前11時6分～午前11時15分)

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	傍聴議員	大井淳一郎
----	------	------	-------

【執行部出席者】

病院事業管理者	河合伸也	病院局次長兼事務部長	市村雄二郎
病院局事務部次長兼総務課長	山本敏男	新病院建設室技監	山本修
病院局医事課長	亀田政徳	病院局総務課長補佐兼庶務係長	辻村征宏
病院局総務課長補佐兼経理係長	和氣康隆	健康福祉部長	河合久雄
健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤雅裕	こども福祉課長	川崎浩美
こども福祉課主幹	河口修司		

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 病院事業報告
- 2 所管事務調査 子ども・子育て支援事業計画について
- 3 所管事務調査 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備について
- 4 閉会中の所管事務調査について

【議事の概要】

1 所管事務調査 病院事業報告

病院事業について下記のとおり報告、質疑があった。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 平成 26 年度の入院患者数は前半 165 人、後半 186 人と見込んでいる。8 月は入院が 1 日平均で 164.6 人、病床の稼働率については 76.6%。外来は 1 日平均で 401.2 人。9 月は入院 1 日平均で 130.2 人、病床稼働率は 60.5%。外来は 1 日平均 444.5 人。10 月は入院が 1 日平均で 122.4 人、病床稼働率は 56.9%。外来は 1 日平均で 403.3 人。9 月、10 月については新病院への移転の影響がある。

山本病院局事務部次長兼総務課長 新病院での重点施策である周産期医療について、10 月以降、新病院効果が出ている。25 年度の出産分娩総数は 206 人で月平均 17 人。10 月は 30 人、11 月が 29 人の出産分娩数。月平均約 2 倍の出産分娩数となっている。26 年度の出産分娩数は 300 人を超える予定である。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 資金繰りについて、10 月末時点での一時借入金の残高は 11 億 8,000 万円。今後、企業債の借り入れ、一般会計からの出資金により返済する。

辻村病院局総務課長補佐兼庶務係長 院内保育所を 4 月 1 日開所目指し準備中。市内の医療機関に勤務する方の子供が対象で保育所の運営については民間業者に委託。

岩本信子委員 院内保育所の保育料はどうか。子ども子育て支援法との関係はどうか。

辻村病院局総務課長補佐兼庶務係長 認可外保育所になるので、認可保育所の保育料基準とは違う。保育料の最終的な金額は決まっていない。2 万円台で設定予定。

矢田松夫副委員長 10月に新病院での診療がスタートしたが、目標に対し100%いかなかった大きな要因は。

河合病院事業管理者 10月スタートというよりも、4月スタートと考えている。

矢田松夫副委員長 それは想定内か。

河合病院事業管理者 想定外とも想定内とも言えない。

山本病院局事務部次長兼総務課長 9月末時点で新病院に移転した入院患者が予定100名に対し、60名であったため、これも影響している。

吉永美子委員 収支計画と現状について乖離が生じているが、計画の修正も考えているか。

山本病院局事務部次長兼総務課長 アンケート調査を実施し、サービス向上の意見を1月末までに集約する予定。情報発信として、ホームページの充実を図る。新病院の特徴、内容を冊子にし、病院を戸別訪問する。病院職員の意識改革の4点を戦略として考えている。

市村病院局次長兼事務部長 新しい病院の改革プランが出ることになっている。今後10年以上の経営計画の提出も求められる。その中で収支計画の検討も必要になると考えている。しかし6月と10月は患者数が統計的に下がる時期であり、もう少し状況を見たい。また、病棟の機能調査が10月に終わった。病院としては全ての病棟を急性期として要望しているが広域圏の協議で変わる可能性もある。

下瀬俊夫委員長 病院の位置づけとしては、今後も急性期の病院となるのか。

河合病院事業管理者 労災病院が高度急性期で出しているので、急性期で出している。医療圏の中での市民病院の役割として急性期となるのではないか。また、急性期が妥当だとは考えているが、県の考えもあるので現時点どうなるかは不明である。

下瀬俊夫委員長 高度急性期、急性期、慢性期の区分しなくなるが、急性期から納得期までという対応ができなくなるのではないか。

河合病院事業管理者 3つで言うと真ん中の急性期とならざるを得ないと思う。県との話の中でどのようにやっていくかということになるが、医療圏の中で考えていかざるを得ない。

下瀬俊夫委員長 納得期という位置づけを残す以上、一般会計からの財政支援が必要になってくるのではないか。

河合病院事業管理者 市民病院として役割も念頭に置かなければならないと思っている。納得というのは患者の納得もあるが、納税者、行政の納得もあるのではないか。

下瀬俊夫委員長 市長が言う急性期から納得期は患者の納得。行政の納得とは言わない。患者が納得できる市民病院の位置づけがあったのではないか。

河合病院事業管理者 それが主体だが、患者は好きなことを言う。全部納得してもらうのは大変。納税者側の意見、国の方針、行政の方針、病院の方針も患者に納得してもらう必要がある。納得期というのはよく話し合いながらという意味になってくる。

下瀬俊夫委員長 市長の意見と病院の立場が違ってはいけないので、協議をお願いしたい。今言われた病院の位置づけと市長の位置づけとは違うと思う。

河合病院事業管理者 少なくとも収益だけを考える病院ではないと思っているが、市の負担も考慮しながら、その間を取らざるを得ない。

下瀬俊夫委員長 11月の患者数ぐらい出るのではないか。

山本病院局事務部次長兼総務課長 概数だが、入院の1日平均が164人。病床稼働率11月は76.2%。外来は不明。

石田清廉委員 年度末までに患者数がふえる見込みがあるのか。

河合病院事業管理者 例年12月から3月までは患者が多い時期。

岩本信子委員 透析の設備が新しくなり、ふえているが、患者はふえているか。

山本病院局事務部次長兼総務課長 患者数はそれほどふえてはいないが、待ち時間の解消にはつながっている。

下瀬俊夫委員長 夕方からも透析をできるようにするという事は考えていないか。

河合病院事業管理者 特に考えていない。市民病院では合併症があるような患者に対応することを原則にしている。

下瀬俊夫委員長 仕事をしている患者は夕方しか病院にかかれない。現在夕方から透析できる病院は宇部しかない。

河合病院事業管理者 検討してみるが、現在は合併症を持ち、ほかの病院で対応できない患者の対応をしている。市民病院でできれば望ましいとは思いますが、それで透析がいっぱいになった場合、本当に必要になった際に透析ができないというような状況になる。常に透析に対応できる体制としたい。

下瀬俊夫委員長 院内保育所について、保育士は有資格者か。市内の病院関係者を対象にしているが、利用するメリットは。

辻村病院局総務課長補佐兼庶務係長 保育士の免許を有しているものが対応する。メリットは週1回夜間保育を取り入れるので、夜勤が可能となる。

下瀬俊夫委員長 市民病院関係者は何人ぐらい利用予定があるのか。

辻村病院局総務課長補佐兼庶務係長 アンケートでは10名以内。

河合病院事業管理者 看護師も重要だが、女医が産休、育休に入ると診療ができない。そういった問題があり、院内保育所がふえている。

三浦英統委員 患者の待ち時間について、どのような改善を行っているか、どのくらいの待ち時間になっているか。

河合病院事業管理者 待ち時間は短くなりつつある。前回の委員会から2週間なので、具体的には進んでいない。

民生福祉常任委員会記録

平成26年12月5日

山本病院局事務部次長兼総務課長 声かけを実施するなど対応していくが、待ち時間が短くなるような患者の動線も考えている。また、会計も含め、病院全体で待ち時間を少なくするというを考えている。

矢田松夫副委員長 待ち時間の解消のため、予約を減らすと前回言ったが、そういう方針か。医師が少ないから待ち時間が長いのではないか。

河合病院事業管理者 医師によっては30分で6人も予約を入れており、それに新患対応が入ると待ち時間が長くなる。どのようにすればいいのかは思案中。

矢田松夫副委員長 院内保育所を医師が利用するのは1名か。院内保育所の予約状況はどうなっているか。

河合病院事業管理者 婦人科の医師が利用すると思うが、この4月に何人でスタートとなるかはわからない。市内の女性の医療従事者を確保することが目的で、市民病院のためだけのものではない。

辻村病院局総務課長補佐兼庶務係長 アンケートはかなり前のもので、あれば利用したいという回答。実際に利用されるかどうかはわからない。開所時に何名になるかは未定。

岩本信子委員 保育所の運営費はどうなるか。

河合病院事業管理者 運営費用としてはマイナスになるが、働きやすい職場になる。女医が育休をとれば診療できなくなるという問題もあるので、保育所の運営だけでマイナスという判断はできないと思っている。

岩本信子委員 病院としてどの程度の運営費を考えているか。また、他の病院職員の子供を受け入れたときに、運営費の負担を求めるのか。

河合病院事業管理者 参加する組織から支援金をいただくことになっている。全体で運営することが基本。その金額については現在未定。

下瀬俊夫委員長 保育料や運営の契約関係など中身が不明な点がある。

市村病院局次長兼事務部長 運営費は最大限の予算として5年間で1億円の債

務負担行為をいただいて、5年契約をしている。保育所の運営については定員15名で、1,500万円程度の提案となっている。保育料については延長保育等も含め総額で3万5,000円程度を想定しており、昼食代、おやつ代を除き2万5,000円程度を予定している。夜間保育は曜日を決め実施する予定にしている。医師会等からの負担については、児童の入所の状況を見ながらとなるのではないか。赤字分については補填となり、その補填額の6割は特別交付税措置の対象となる。

下瀬俊夫委員長 債務負担行為1億の中身は何か。

市村病院局次長兼事務部長 保育所運営費、2,000万掛ける5年で、5年契約するための裏づけとして議決をいただいた。限度額であり、最大30人の定員で運営した場合の金額。子供の数により運営費は変わってくる。また、認可外保育所だが、全員保育士で対応するという提案を受けており、安全対策には気をつけていく。

下瀬俊夫委員長 給食室はあるのか。

市村病院局次長兼事務部長 昼食は配達、外からの持ち込みで対応すると聞いている。火を使うことは考えていない。

下瀬俊夫委員長 債務負担行為は赤字補填分か。

市村病院局次長兼事務部長 赤字補填ではなく、5年契約で定員30名となった場合の最大支払額。1年分の限度額2,000万円には保育料等の収入は考慮していない。契約で業者に支払う最大額となっている。

下瀬俊夫委員長 赤字補填分はこの問題とは別個で考えるのか。

市村病院局次長兼事務部長 業者に支払う額から保育料収入を引いた額で、実際の運営赤字額を出す。赤字補填については財政協議となる。

下瀬俊夫委員長 収支について当初予算と比べ最終的にどのような見通しとなるか。

市村病院局次長兼事務部長 前半と後半に分けて出させてもらったが、9月までの前半については、ほぼ達成可能と思われる。後半についてはもう少

し状況を見させてもらいたい。

【議事の概要】

2 所管事務調査 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画について下記のとおり報告、質疑があった。

川崎こども福祉課長 平成24年に子ども、子育て支援法が施行されたことにより、市町村は教育、保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保及びその他業務の円滑な実施に関する5年間の計画を定めることとされた。このため、山陽小野田市子ども子育て協議会を設置し、計画策定に向けて協議を行ってきたところ。今後、最終的な素案を完成し、議会へ報告をした後にパブリックコメントにかけて、今年度中に計画を策定する予定。計画の期間は27年度から31年度の5カ年。子ども、子育てを取り巻く現況と課題、各種調査の結果分析から市内に必要な各種保育事業の必要量を算定し、その確保策及び推進体制などを定めているが、数値については現在調整中。計画は年度ごとに実施状況を点検、評価し、必要に応じて見直しをしていくこととなる。

三浦英統委員 新年度予算の補助額、また支援をどのように拡充していくのか。

川崎こども福祉課長 計画は今後の方向性、事業提供体制の確保策を定めたもので、具体的に扶助費の金額等を定めるものではない。

岩本信子委員 事業計画として児童虐待防止の施策を入れてもらいたい。

下瀬俊夫委員長 子供をふやす、定住促進政策について委員会で協議を行うが、この計画は現状の子育て支援策としての計画であって、子供の数をふやすという視点はないと考えてよいか。

川崎こども福祉課長 そのような視点はない。

【議事の概要】

3 所管事務調査 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすい環境整備について

子育て支援を中心に結婚や出産をしやすい環境整備について議論し、今後以下の項目について議論することとなった。

- ・子供の医療費の無料化
- ・結婚、出産の祝い金
- ・マタニティブックスタート
- ・市民病院での周産期医療の充実と病院と連携した子育て支援策のアピール
- ・巡回診療を実施し、無医地区をなくす。周産期、子供医療環境の充実
- ・子供の一時預かり事業の充実
- ・商業施設も利用した地域子育て拠点の拡充、充実
- ・学校給食、食育

【議事の概要】

4 閉会中の所管事務調査について

閉会中の継続調査事項を下記のとおりとすることを全会一致で決定した。

- ・国民健康保険及び国民年金に関すること。
- ・介護保険に関すること。
- ・在宅介護者支援に関すること。
- ・保健衛生に関すること。
- ・病院経営に関すること。
- ・包括地域医療に関すること。
- ・新病院建設に関すること。
- ・人権・男女共同参画に関すること。
- ・火葬場整備事業に関すること。
- ・新ごみ処理施設に関すること。
- ・空き家等の適正管理について
- ・子育て支援を中心に結婚や出産をしやすい環境整備に関すること。

午後 0 時 5 分 散会

平成 2 6 年 1 2 月 5 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成26年12月5日(金)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 所管事務調査 病院事業報告
- 2 所管事務調査 子ども・子育て支援事業計画について
- 3 所管事務調査 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備について
- 4 閉会中の所管事務調査について

平成26年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書(8月分)

(単位:人、千円)

項目	当月	前年同月	比較	累計	前年累計	比較	
患者数	入院1日平均	164.6	162.5	101.3%	163.3	175.5	93.0%
	外来1日平均	401.2	399.0	100.6%	412.5	424.4	97.2%
	入院患者数	5,104	5,036	101.4%	24,991	26,857	93.1%
	外来患者数	8,426	8,781	96.0%	43,316	44,986	96.3%
病床稼働率	76.6%	75.6%		76.0%	81.6%		
平均在院日数	13.57	14.57	93.1%	13.41	13.98	95.9%	
医業(料金)収益	入院	176,254	171,090	103.0%	816,760	901,855	90.6%
	外来	66,896	110,484	60.5%	344,251	568,123	60.6%
	計(A)	243,150	281,574	86.4%	1,161,011	1,469,978	79.0%
医業費用	職員給与費	126,538	120,068	105.4%	669,920	749,756	89.4%
	材料費	53,192	82,472	64.5%	263,270	493,680	53.3%
	経費他	39,493	37,644	104.9%	226,440	216,028	104.8%
	減価償却費等	12,132	11,731	103.4%	60,667	58,655	103.4%
	計(B)	231,355	251,915	91.8%	1,220,297	1,518,119	80.4%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	105.1%	111.8%	95.1%	96.8%	98.3%	

*患者数は概数であり変更の可能性あり

平成26年度患者数等の動向

山陽小野田市市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書(9月分)

(単位:人、千円)

項目	当月	前年同月	比較	累計	前年累計	比較	
患者数	入院1日平均	130.2	150.1	86.7%	157.9	171.4	92.1%
	外来1日平均	444.5	448.1	99.2%	417.2	428.0	97.5%
	入院患者数	3,905	4,504	86.7%	28,896	31,361	92.1%
	外来患者数	8,001	8,513	94.0%	51,317	53,499	95.9%
病床稼働率	60.5%	69.8%		73.4%	79.7%		
平均在院日数	10.74	12.78	84.0%	13.0	13.8	94.2%	
医業(料金)収益	入院	141,601	146,505	96.7%	958,361	1,048,360	91.4%
	外来	58,681	103,307	56.8%	402,932	671,430	60.0%
	計(A)	200,282	249,812	80.2%	1,361,293	1,719,790	79.2%
医業費用	職員給与費	166,867	163,251	102.2%	836,787	913,007	91.7%
	材料費	47,478	79,706	59.6%	310,748	573,386	54.2%
	経費他	48,927	41,931	116.7%	275,367	257,959	106.7%
	減価償却費等	12,132	11,731	103.4%	72,799	70,386	103.4%
	計(B)	275,404	296,619	92.8%	1,495,701	1,814,738	82.4%
医業(料金)収支比率	72.7%	84.2%		91.0%	94.8%	96.0%	

*患者数は概数であり変更の可能性あり

平成26年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書(10月分)

(単位:人、千円)

項目	当月	前年同月	比較	累計	前年累計	比較	
患者数	入院1日平均	122.4	145.4	84.2%	152.8	167.6	91.2%
	外来1日平均	403.3	411.0	98.1%	409.4	425.4	96.2%
	入院患者数	3,793	4,507	84.2%	32,689	35,868	91.1%
	外来患者数	8,872	9,042	98.1%	60,189	62,541	96.2%
病床稼働率	56.9%	67.6%		71.1%	78.0%		
平均在院日数	10.32	11.31	91.2%	12.61	13.43	93.9%	
医業(料金)収益	入院	140,670	167,268	84.1%	1,099,031	1,215,628	90.4%
	外来	65,923	101,293	65.1%	468,855	772,723	60.7%
	計(A)	206,593	268,561	76.9%	1,567,886	1,988,351	78.9%
医業費用	職員給与費	127,516	120,191	106.1%	964,303	1,033,198	93.3%
	材料費	66,411	88,522	75.0%	377,159	661,908	57.0%
	経費他	91,051	32,960	276.2%	366,418	290,919	126.0%
	減価償却費等	12,132	11,731	103.4%	84,931	82,117	103.4%
	計(B)	297,110	253,404	117.2%	1,792,811	2,068,142	86.7%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	69.5%	106.0%	87.5%	96.1%	91.0%	

*患者数は概数であり変更の可能性あり

山陽小野田市病院事業会計
(単位:千円)

平成26年度資金繰表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
過年度未収金	239,669	229,533	7,527	8,230	348	193	134						485,634
医業収益	18,649	33,005	229,767	237,873	240,034	265,916	258,650						1,283,894
医業外収益	659	860	950	1,062	965	897	833						6,226
他会計繰入金	330,000												330,000
預り金	26,423	26,083	59,566	29,204	30,939	28,174	25,454						225,843
企業債													0
出資金													0
その他	375	487	668	833	1,124	1,129	1,332						5,948
前月繰越金	115,390	105,995	143,683	80,875	67,727	78,090	50,617	64,969	64,969	64,969	64,969	64,969	967,222
特別利益				30									30
合計(A)	731,165	395,963	442,161	358,107	341,137	374,399	337,020	64,969	64,969	64,969	64,969	64,969	3,304,797
過年度未払金	333,927	68,518	948										403,393
人件費	97,578	122,939	193,085	129,778	126,539	166,867	127,517						964,303
物件費	18,491	25,644	164,275	117,026	111,933	106,934	149,344						693,647
建設改良費		9,185				338,309	498,590						846,084
支払利息			592			14,145							14,737
企業債償還金			13,720			90,447							104,167
退職手当償還金													0
公立病院特別償													0
長期借入金償還金													0
預り金	24,600	24,341	43,797	41,377	23,992	28,908	32,068						219,083
その他	574	1,568	855	2,091	583	28,156	44,532						78,359
特別損失		85	94,014	108		16							
合計(B)	475,170	252,280	511,286	290,380	263,047	773,782	852,051	0	0	0	0	0	3,417,996
差引(A-B)	255,995	143,683	-69,125	67,727	78,090	-399,383	-515,031	64,969	64,969	64,969	64,969	64,969	
一借(借入額)	120,000		150,000	30,000		450,000	580,000						
一借(返済額)	270,000			30,000									
合計(C)	-150,000	0	150,000	0	0	450,000	580,000	0	0	0	0	0	
一時借入金残高			150,000	150,000	150,000	600,000	1,180,000						
月末残高(A-B+C)	105,995	143,683	80,875	67,727	78,090	50,617	64,969	64,969	64,969	64,969	64,969	64,969	
月間収支	140,605	37,688	-212,808	-13,178	10,363	-477,473	-565,648	0	0	0	0	0	

平成27年4月に新しく開園します

山陽小野田市民病院 院内保育所(仮称)

当院で働く皆さんのために、
平成27年4月に院内保育所が開園します。
院内保育所の開園にあたって、皆さんからの
「どんな保育所なの？」の
疑問にお答えするために、
保育所ご利用者説明会を開催します。
ぜひご参加ください！



説明会日時

平成26年12月8日(月)

第1回 18:30~19:30

平成26年12月9日(火)

第2回 14:00~15:00

第3回 17:30~18:30

説明会会場

山陽小野田市民病院3階 大会議室

保育所ご利用者説明会では、保育所運営概要(開園日時や保育料金)のことはもちろん、保育内容や具体的な保育所運営について説明します。なお、保育所の運営については、全国で多数の保育所運営実績のある「株式会社アイگران」に委託し運営します。

以下の保育所運営概要とあわせてご検討いただき、説明会へぜひご参加ください。

【保育所運営概要】

1. 開設日 …… 平成27年4月1日(水)
2. 設置場所 …… 旧腎・透析センターを改築
3. 保育定員 …… 15名程度
4. 対象児童 …… 山陽小野田市内の病院、診療所に勤務する職員のお子様
(生後2ヶ月より小学校就学前までの子)
5. 開園日 …… 月曜日~土曜日(日曜日、祝日、年末年始は休み)
6. 開園時間 …… 7:00~19:00(週1回夜間保育)
7. 運営会社 …… 株式会社アイگران



説明会に先立って、保育所の運営内容を少しご紹介します！

保育理念

私たちは子ども達に
**自分の夢を自分の力で
実現できる人**に
なって欲しいと願っています。



それを実現するために次のことが必要だと考えています。

- いろいろなことに興味を持ち、自分で考えやってみる気持ちを持つこと。
- 思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。
- 安心できる「心の基地」があること。

保育方針

自主性を育てます

ワクワクドキドキするような体験に自ら挑むことで、自主性、考える力が育ちます。子ども達の年齢・発達に応じたいろいろな活動を企画し、経験する機会を設けますが、大人が“やらせる”のではなく、子ども自身が“やってみたくなる”ような環境作りに重点を置き、自由に遊びを創造・発展させる中で、考える力、創る喜びを育みます。

やんちゃな子、恥ずかしがり屋な子、怒りんぼ、泣き虫、障がいのある子ども。子ども達は1人ひとり輝いています。いつも「Only One」を尊重し「自分らしさ」を発揮できるように援助します。

思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」をめざします

思いやりは思いやりを受けることでのみ育ちます。保育者が子ども達一人ひとりの気持ちを受け止め、「心の基地」になれるよう、思いやりを持って接します

自然との関わりを大切にします

花・木・虫・動物・水等自然やものに対する興味を育て、環境を大切にする気持ちを育みます。



保護者・保護者（シラノ）の活用

①保護者の皆様が参加しやすい、季節にちなんだ行事（イベント）の実施！

保護者の皆様の職場と保育所の距離が非常に近いのが病院内保育所の特徴です。この特徴を活かして、毎月季節にちなんだ「親子参加型の行事（イベント）」を実施します。一緒になって楽しみましょう！



②体系立てた「リトミック」の導入！

昨今の保育における保護者の幼児教育への強いニーズを踏まえ、幼児教育プログラムとして人気の高い「リトミック」を週に1回年間体系立てたプログラムで学んでいただけます！（指導するのは、リトミック研究センターの資格指導員）

③食育へも積極的に取り組んでいきます！

おやつについては、食育の観点から安心して食べて頂ける手作りおやつを極力提供します。また、菜園活動にも積極的に実施していき、収穫した物を使ってのおやつ作りも行っています！



邑南町子育て支援ガイド

邑南町では、地域とともに子育てに取り組んでいます。

地域で子育て！

2014-04-01
「医健菜」外協事業

「医健菜」外協事業
2014-04-01



日本一の子育て村を目指して

邑南町では、経済的負担を和らげ、生活環境を整備して、一つの家族が安心して子育てできるよう、医療・保健・福祉・教育・生活・環境など、様々な面から支援を行っています。このガイドは、その支援策をまとめたものです。

区分	担当課	内容	説明
医療	(保健課)	身近で安心な医療体制 (公立邑智病院)	常勤の産婦人科医、小児科医により、身近で安心できる医療体制が確立されています。
		ドクターヘリによる 緊急搬送	高度な医療機器を搭載したヘリに、医師や看護師が同乗するので傷病者の生存率が大幅に上がります。
		24時間救急受付(365日)	邑智病院では365日、24時間救急受付を行っています。
		邑智病院と民間病院や 町立診療所との連携	おおなん元気ネットを活用した医療サービスを整備しています。 ※「おおなん元気ネット」…会員カードにより、町民のみなさんの健康づくりをサポートするシステムです。
保健	保健課	子ども医療費の無料化	保険適応分の医療費が無料(0歳～中学校卒業まで)となります。
		一般不妊治療費助成	1年間につき、上限15万円を3年間助成します。
		予防歯科費用助成	フッ素塗布(2歳～3歳6ヵ月)、フッ素洗口(4歳児～中学生)の費用の全額助成をします。
		妊婦一般健康診断 受診票交付	妊婦健診について、国が定める検査項目について全額助成します。(16回無料)
		ワクチン予防接種費用 全額助成	ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガン予防ワクチン接種費用が無料となります。
		妊婦歯科検診費用助成	妊婦(5～7ヵ月)を対象に妊婦歯科検診費用が全額助成となります。
		福祉	福祉課
病児事業 (いわみ西保育所、邑智病院、三上医院)	病中又は病気の回復期に、付設された専用スペースで保育や看護ケアを行う保育サービスです。		
延長保育事業(全保育所)	保育所の開所時間を超えて保育を行います。(18:45又は19:30までです。)		
一時預かり保育事業 (東光保育園、いわみ西保育所)	保護者のパート勤務や病気、育児疲れの解消などに対応するため、一時的に保育所で子どもを預かります。		
障害児保育事業(全保育所)	心身に障害をお持ちのお子さんも保育所での保育が受けられます。		
子育て支援手当等の充実	遺児育成特別手当…遺児を養育している方に、手当を支給します。		
	ひとり親家庭等入学就職支度金…ひとり親家庭などの児童が入学または就職する時に支度金を支給します。		
	ひとり親家庭医療費助成…県の福祉医療費助成制度の対象外となったひとり親家庭の児童の医療費を助成します。		
放課後児童クラブ	放課後に児童を預かります。(減免制度もあります。)		
子育て支援センター事業	在宅乳幼児の支援をします。		
就労	農林振興課	新規就農支援	研修制度やハウスのレンタル制度で、新規就農者を支援します。
	商工観光課	無料職業紹介所設置	町内の求人情報やハローワーク、近隣市町の情報を提供し、求人、求職の相談、紹介を行ないます。
	農林振興課	農業法人の設立	農業経営を法人化することによって、後継者の確保と経営の改善を図ります。
		Uターン技能習得事業	新しいスタイルの農業技術が習得できます。

区分	担当課	事業名	内容説明
就労	商工観光課	起業家支援事業	町内で新規に起業する方に対し、県や町の各種助成制度の情報提供やサポートを行います。
		誘致企業(8社)	町内進出企業8社の工場見学や異業種交流などを積極的に展開しながら、雇用環境の整備に努めています。
		社会福祉法人	おおなん福祉会、瑞穂福祉会、邑南町社会福祉協議会、石見さくら会などの就労施設があります。
		公立邑智病院	公立邑智病院があり、医療関係者の募集もあります。
結婚	定住促進課	出会い、結婚のサポーター	出会いの場の提供を支援します。
定住支援		定住相談、定住後のフォロー充実	定住支援コーディネーターを配置し、定住相談や定住後のフォローも実施します。
教育	保健課	医師・医療福祉従事者奨学金貸与制度	町内の医療福祉施設で業務に従事する意志のある人材確保のための学資援助をします。 貸与月額は、高専・専門学校・短大5~6万円、大学6~8万円、大学・大学院(医学・歯学・薬学)15~20万円です。
	農林振興課	農林業後継者育成基金(奨学金)	町内農業後継者の就学支援をします。
	学校教育課	奨学金貸与(高・大学等)	向学心を持ちながら経済的理由によって就学が困難な方に奨学支援をします。
		学習支援員等の配置(笑顔キラキラ事業)	低学年複式学級の支援や一斉指導では学習や学校生活が困難な児童生徒の支援のために支援員を配置しています。
		夢響き合い塾	中学生を対象に農林業、医療関係の授業を通じて、自らの将来の仕事を見つめる機会を提供します。
		全学校へ学校図書館司書の配置	小・中学校の学校図書室に司書等を配置して学習支援を行います。
		要保護・準要保護家庭への援助	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の方に対し、義務教育の円滑な実施のため必要な援助を行います。
		特別支援教育就学奨励	特別支援学級児童生徒の保護者の方へ経済的支援をします。
		学びあい型授業づくり	子ども同士の学び合いの授業を推進します。
		小児生活習慣病予防健診	小学校5年、中学校2年の児童生徒(希望者)が対象。小児生活習慣病予防の観点から血液検査による検査を実施します。
		教育支援センター設置(適応指導教室)	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の集団生活への適応等の相談及び適応指導を行うことにより、社会的自立をめざします。
	子ども安全センター事業	子どもの安全対策等を推進するため通学路の点検、登下校時の安全管理や青色回転灯車による自主防犯パトロールを実施します。	
	生涯学習課	ふるさとまるごと博物館	地域のお宝発見、お宝の整備、地域人材の育成等を行います。
		学校支援地域本部事業	学校と地域が連携し、多様な形態のボランティア活動により学校を支援します。(学校の応援団)
食育推進		[生きる力は食卓から]を合い言葉に食育推進計画に基づき、関係機関と連携し食育の推進を図ります。	
放課後子ども教室推進事業		公民館や地域ボランティアと連携し、体験活動等を通して子どもの生きる力を育成します。	

区分		担当課	事業名	内容
教育	生涯学習課		スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて青少年の健全育成を図るため各種支援を行います。
			子ども会育成会の支援	育成会のニーズに応じた研修会の開催や学習機会の提供等で支援を図ります。
			子育て支援、家庭教育支援	子育てサークル、親などを対象とした家庭教育に関する学習機会を提供します。
			ふるまい向上プロジェクト	礼儀作法や基本的な生活習慣を身に付け、社会的な規範意識を高めることで「基本的生活習慣」の定着を促します。
			ブックスタート事業	0歳児、1歳6月、3歳児に本をプレゼント。よい絵本との出会い、親子読書の推進を図ります。
			子ども読書活動の推進	子どもたちが読書を通して生きる喜びや命の大切さを感じ取り、人生を豊かにできるような環境づくりと健やかな成長を支援します。
	学校教育課・生涯学習課	ふるさと教育推進事業	学社連携し、ふるさとの「ひと・もの・こと」を活かした体験学習を実施します。	
	福祉課	特別支援教育の推進	県立石見養護学校(小学部・中学部・高等部)、くるみ学園(知的障害児施設)	
	定住促進課	矢上高校振興	高校の教育活動(寮費、バス助成など)を支援します。	
町立研修施設の整備		人材育成のための研修施設を整備しています。		
生活環境	情報推進課	情報	ケーブルTVの活用事業	子育てに必要な情報番組をCATVで紹介してまいります。
	定住促進課	住まい	住宅改修等補助事業	3世代で同居する場合や65歳以上の多い対象集落に新たに住む場合、住宅改修等に助成があります。(上限あり)
			空き家改修補助事業	UIターン者が空き家に入居するときに、改修に要する経費の半分を補助します。(上限あり)
			空き家情報活用事業	空き家のデータベース化を行い、案内をします。
			定住促進飲用井戸等設置事業	簡易水道の給水区域外で飲用井戸等を設置するときに、経費の半分を補助します。(上限あり)
	水道課	建設課	公営住宅整備	若年層の定住支援を目的とした賃貸住宅の供給をします。
	水道課		上下水道	上下水道整備
	学校教育課	公共交通	スクールバス運行事業	小・中学生の通学を無料にしています。
	定住促進課		生活交通確保対策事業	通学、通勤、買物、通院に必要なバス体系を整備することで生活の利便性を高めます。
	建設課	道路	生活道路整備	生活道の計画的な改良を促進します。
			歩道の整備	通行量の多い道路の歩道を整備します。
	主な生活情報	情報推進課	高速インターネット環境整備済	町内どこでも高速インターネット環境に接続できます。
IP電話により町内通話料無料			CATV加入によりIP電話が使用できます。町内なら加入者同士無料で通話できます。	
携帯電話環境			町内の9割以上の集落で通話可能です。今後もエリア拡大を推進します。	

お問い合わせは

島根県邑南町役場定住促進課 **0855-95-1117**

(IP:050-5207-3019)

(市外局番0855) 詳しいことは、お気軽に担当課までお問い合わせください。

保健課/83-1123
 商工観光課/95-2565
 水道課/95-1118
 建設課/95-1120
 生涯学習課/83-1127

IP:050-5207

5002 福祉課/95-1115
 3020 農林振興課/95-1116
 3017 情報推進課/83-1125
 3015 学校教育課/83-1126
 5100

IP:050-5207

3008
 3011
 5555
 5250

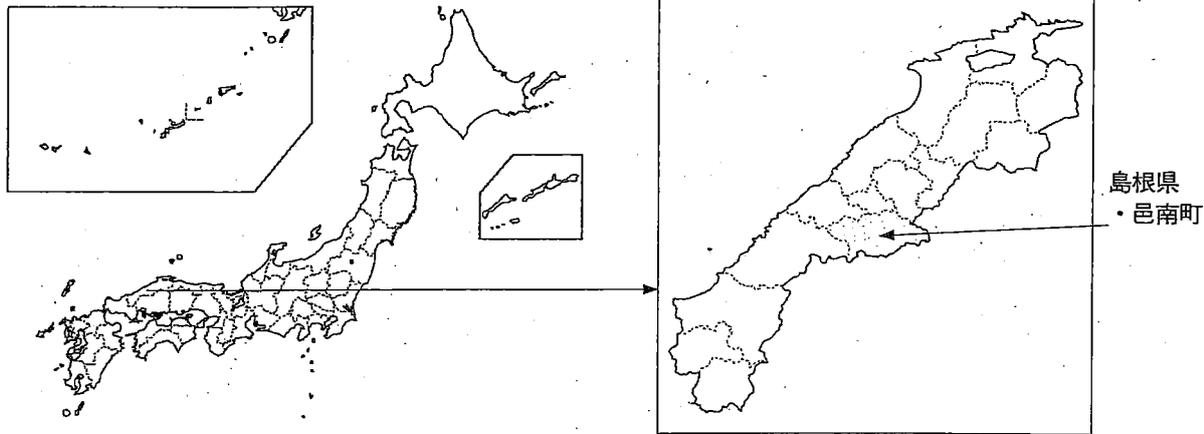


島根県邑南町定住促進課
課長補佐

たむら さとる
田村 哲

わがまちの定住促進策

—実績を糧に全庁一丸となって 定住対策を推進する—



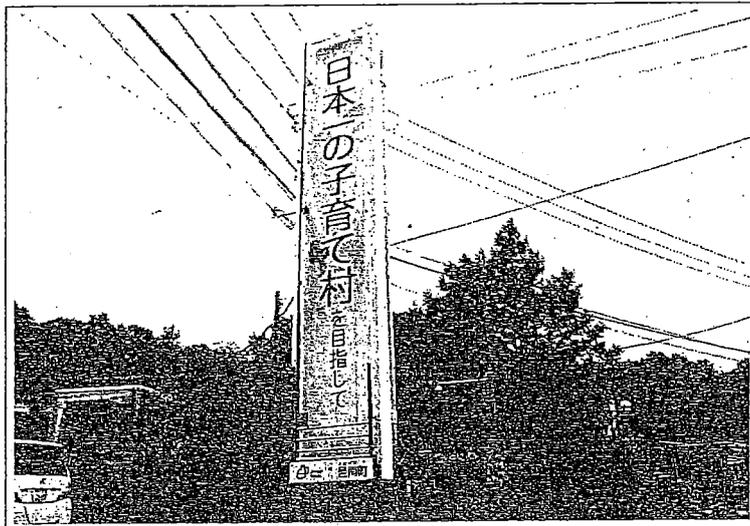
島根県
・邑南町

2040年に20〜39歳の女性の数が49・8%の市区町村で5割以上減り、推計対象の全国約1800市町村のうち523では人口が1万人未満となって消滅するおそれがある。日本創成会議・人口減少問題検討分科会の発表したこの推計に大きな衝撃が走り、今なお新聞に「人口減少」の活字が目につきます。実際、定住促進を業務としている私たちにとっても大変インパクトのある発表でした。各自自治体でも続々と対策本部が立ち上げられ「人口減少」に対する対策を始めています。

合併10年にして はじめての社会増

邑南町では、平成25年度の人口動態において、転入者が転出者を上回り、20名の増（日本人のみの集計）となりました。合併した平成16年の翌年、平成17年度は、マイナス85人であった社会動態は、年々差が縮まり、平成24年度には、マイナス14となり、プラスに転じるまであと一息に迫ってい

たところでの社会増の結果は、定住促進課としても大きなニュースとなっていた矢先の日本創成会議による「消滅危機」の発表に戸惑いを感じたのは事実です。確かに、邑南町の総人口は、国勢調査の推移を見ると、平成17年の1万2944人から平成22年の1万1966人と978人も減少していました。さらに、0歳から18歳までの児童人口も平成17年の1902人から平成22年の1660人と242人が減少していました。こうした実際の人口推移の数字を見て、町では、平成23年からの10年間にしつかりと対策をし、「0歳から18歳までの児童人口を平成33年には1800人」にすることを数値目標に掲げ、子育て支援に重点を置いた総合的な施策を行うこととする「日本一の子育て村推進基本計画」を策定し、これまで取り組みを行ってきました。平成25年度の社会動態の増は、早くから定住促進対策に取り組んできた成果であると信じています。町は「田園回帰のための三つの戦略」



「日本一の子育て村を目指しての看板」

値となつていますが、20歳〜30歳台の若年女性の実数が少ないために、出生率が高くても、出生数自体は増加傾向とまでにはなっていないのが現状です。そのため対策として、子育て世代に焦点を置き、「第2子以降の保育料無料化」や「中学卒業までの医療費の無料化」といった子育て世帯の経済的な負担軽減を軸とした施策を、町の戦略として「日本一の子育て村を目指す」という大きな目標



乳幼児健診、離乳食教室等無料の子育てサービスを利用した際に買い物カードにポイントを付する

サービスを利用したときに、商工会が運用している買い物カードにポイントをつける制度です。付けたポイントは、買い物で得たポイントと同様に、1ポイント1円として買い物をする時に利用できます。当然、病児保育や一時預かり保育といった有料サービスにおいても、利用料に対し100円で1ポイントを付与しています。(写真②：子育て支援ポイント制度) こうした施策も、町の商工会と

日本一の子育て村を目指して

を掲げ定住対策を重点的な取組みを行っていますが、その一つが「日本一の子育て村構想」です。(写真①：子育て村看板)

「日本一の子育て村推進基本計画」の児童人口1800人という

る県立の高等学校を維持して行くには、必要な数であると考えたわけです。実際の出生数は多い年で、82人でこれまでに、目標の100人の出生数はクリアしていませんが、過去5年間を平均した合計特殊出生率は、2・20で、平成25年は2・65という高い数値となりました。邑南町においては、一人の女性が生涯に出産する子どもの平均数は、島根県や全国の数値と比較しても非常に高い数値となつていますが、20歳

を掲げ、平成23年度から全庁あげてのプロジェクトとして取り組んでいます。平成23年度の時点では、第2子以降の保育料を完全に減免する施策は珍しく、山陰両県では初との報道もあり、当時、福祉課で担当をしていた私のところ

者育成基金による後継者育成や保育所での完全給食実施等、いち早く子育てに対する町独自の子育て支援制度を行つてきています。さらに今年度からは、新たな支援施策として「特定不妊治療費の助成制度」も始まりました。そして、珍しい取り組みとして、子育てサービスを利用した際に、ポイントを付与する仕組みも始めました。これは、乳幼児健診や離乳食教室などの無料の子育て

の協働で成り立つものであり、「日本一の子育て村を目指す」と明言して取り組んできた結果、町全体が子育て支援に対して協力的な雰囲気になっていると感じています。

また、子育てに一番求められる医療体制も充実しており、町内にある公立病院には産婦人科医・小児科医・麻酔医が常駐し、内科や外科の専門医をあわせると10名（平成26年9月現在）の医師が常勤で勤務しています。このことは、視察に訪れる他の自治体議員の方からも驚嘆の声を聞き、医療関係者からは中山間地域の奇跡と言われています。なおかつ緊急時の場合は病院の敷地内のヘリポートにドクターヘリが発着でき、広島や島根県の中心医療機関から約20分足らずで医療専門チームが駆けつけてくれます。当然、重篤な患者を大規模な医療施設へ搬送することも可能です。このように医療体制を充実することは子育て支援に欠かせない要因と考えています。こうした医療・福祉・保健分

野を筆頭に、少子化対策においては、庁舎内の各課が分野横断的に関わり、総合的な対応を行うことが不可欠です。邑南町においては、「日本一の子育て村を目指す」という明確なメッセージを掲げることによって、教育・産業・雇用、住宅、生活環境などを含めた「総合戦略」（図1…子育て村イラスト）として推進していることが評価され、次に紹介する「A級グルメ立町」のプロジェクトとともに、平成24年度に「過疎地域自立活性化優良事例」として総務大臣表彰を受賞することができました。

第2の戦略 「A級グルメ立町」

日本一の子育て村構想を策定した平成23年度には、合併以来取り組んできた成果や問題点を整理し、今後の産業振興の方向性について官民協働で半年間に13回の会議を重ね、全国の自治体初となる「邑南町農林商工等連携ビジョン」を策定しました。ビジョンの基本

日本一の子育て村を目指して ~子育てするなら邑南町で~



医療

◆身近で安心な医療体制
(公立邑智病院)

- 産婦人科、小児科機能充実
- 24時間救急受付(365日)
- ドクターヘリ緊急搬送
- 民間病院や町立診療所等との連携

保育

◆子ども医療費の無料
(中学校卒業まで)

- ◆予防接種費用全額助成
- ◆不妊治療費助成

福祉

◆保育料無料(2子目から)

- ◆放課後児童クラブ
- ◆病児保育・延長保育
- 一時預保育・障害児保育

お問い合わせは、
邑南町役場定住促進課
☎0855-95-1117まで
FAX: 050-5207-3019

地域で子育て

平成24年 平成28年 平成33年

産業

- ◆新規就農支援
- ◆無料職業紹介所
- ◆起業家支援事業

生活支援

- ◆コーディネーター配置

10年後

平成33年目標値
0歳~18歳人口 1,800人

教育

- ◆出会いのサポーター

日本一の子育て支援

H22.7.01現在
0歳から18歳人口 1,660人

5年後(平成28年)目標値
0歳~18歳人口 1,700人

福祉

- ◆奨学金制度(医療・農林業・一般)
- ◆笑顔キラキラ事業(学習支援員等の配置)
- ◆ふるさとまるごと博物館
- ◆図書館司書の配置
- ◆障害児教育の推進
(県立石見看護学校・町立くるみ学園)

交通

- (1)情報 ◆ケーブルTVの活用
- (2)住まい ◆住宅・空き家改修補助
- (3)上下水道 ◆上下水道整備
- (4)公共交通 ◆通学費助成
- (5)道路 ◆生活道路整備

生活

- 高速インターネット環境
- 町内通話料無料
- 高速道路IC
〈広島→1時間〉

教育

- ◆失学高校支援
- ◆通学バス助成
- ◆町立研修施設の整備

理念として「A級グルメ立町」の実現を核とした地域振興の推進を掲げ、本町で生産される良質な農林産物を素材とする「ここでしか味わえない食や体験」をA級グルメと称し、地域ブランドの構築と関連産業の活性化を目的とし、具体的な数値目標として①食と農の起業者5名の輩出②観光入込客100万人の確保③UIターン者200名の確保、の3項目を設定しています。要するにUIターン者の雇用を食と農で実現しようとするものであり、これが田園回帰のための第2の戦略です。

具体的な取り組みとしては、平成23年5月に町観光協会の運営によるイタリアンレストラン「素材工房 atelier」をオープンしました。ここでは、広島からUターンの主任研究員のシェフとUターンのソムリエやパティシエをはじめとするスタッフが食材の研究を進めながら「A級グルメ立町」の推進役を担っています。さらに今年、かつて保育所として使っていた建物を改修し、町立の「食の学

校」を開校し、町内の農産物や6次産業化などを研究し、体験する施設として動き始めました。ここでは100年先の子どもたちに伝えられる邑南町の食文化を育み、町民の食意識の向上を図っています。

このように、合併以来「食と農」を中心としたプロジェクトに取り組んできた結果、平成23年度から25年度にかけて24名の起業者を輩出し、観光入り込み客数92万人を達成するなど数値目標に対し結果を出しています。

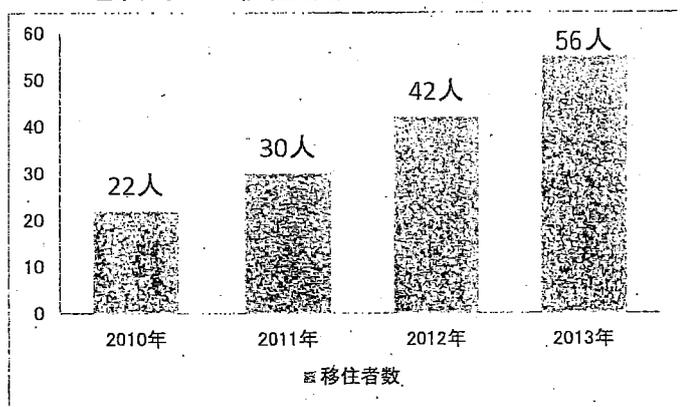
こうした日本一の子育て村構想「A級グルメ立町」でのプロジェクトが注目を集め、定住希望者が増える中で必要な「きめ細かい支援を提供する」ことであると考え実践しているのが第3の戦略「徹底した移住者ケア」です。

**徹底した移住者へのケア
(第3の戦略)**

田園回帰志向が高まりを見せる中、本町に定住を希望するUIター

ナーが増加しており、そうした移住希望者に対して、更にきめ細かい支援を実施するために、平成22年9月から、定住コーディネーターを配置し、現在本町が実施している、子育て支援施策を説明し、空き家の情報を提供するだけでなく、町内を公用車で案内して町の雰囲気を見せたり、先輩の移住者と引き合わせたりもして、移住希望者のさまざまな相談に対して丁寧に対応しています。現在、このポジションに配置されて

邑南町への移住者数 年間推移



いる職員は、自身が広島市出身のUIターン者であることから、移住者の立場になつて親身に対応してくれています。その結果、平成22年9月の配属以来、定住コーディネーターが関わって移住を決めた方は、150名を超えています。(図2:定住者の推移) さらに移住後のフォローの必要性を自身の経験から感じているため、UIターン者を集めての交流会を開催して、世代や境遇が近い移住者同士が知り合うきっかけ作りなどしています。この徹底した移住者へのケアはその後の定着率に大きく影響すると考えています。そうした考えのもと、今年6月には地域の実情に精通した町民2名を「定住促進支援員」として委嘱し、空き家の新規開拓や移住者を地域に紹介し、移住者が地域へなじめるよう、地域と移住者との仲人役を担ってもらおうようお願いをしており、定住対策において以前にも増して移住者に対するケア体制を強化しました。

食と農にこだわった 「地域おこし協力隊」 制度を活用

邑南町では、現在14名の「地域おこし協力隊」が活動しています。が、同じ内容の活動隊員ではなく「耕すシェフ」、「耕すあきんど」、「アグリ女子」、「アグサポ隊」と名づけて、隊員に求める能力や明確な活動内容を示して公募し、任命した隊員たちです。「耕すシェフ」は「素材工房 aikiura」に勤務して、野菜づくりから料理までを学び、起業できる人材をめざしています。「耕すあきんど」は、道の駅の直売所や地域を拠点に、特産品販売や情報発信を行っています。今年度から活動を始めた「アグサポ隊」は、機械作業オペレーターから野菜生産、農家サポート、経営研修までを行いながら、3年間かけて就農に向けて技術、経験、経営感覚、地域関係を学びます。

地域おこし協力隊として活動する期間をしっかりと将来の就労に

向けた準備期間とすることで、必ずや定住に結びついてくれるものと期待しています。町長は「若者が自分の夢を叶えるチャンスを、邑南町というフィールドを通じて提供して行きたい」と話しており、その思いは移住者だけでなく、邑南町で生まれた子どもたちにも同じであり、早くから少子化対策に取り組み、持続可能な町を構築して、次世代を担う若い世代に最高のバトンを渡すことが今の我々の責務であると考えています。

最後に、本町の20歳〜39歳の女性人口は、2010年801人、2014年814人と13名増えています。日本創成会議の推計上は消滅可能性自治体であっても、この実際の数字は我々に勇氣と希望を与えてくれています。この実績を糧に今後も総合戦略として全庁一丸で定住対策を推進して参ります。

議会人ハンドBOOKシリーズ第1弾

市町村議員のための わかりやすい地方税

地方税の仕組みや課題などについて
地方議会が果たすべき役割との関係を含め、できるだけ平易に解説!

市町村議員のための わかりやすい地方税

A5判 100頁
定価735円(税込) 十送料

【主要目次】

- 第一章 地方税の役割
- 第二章 地方税の沿革
- 第三章 地方税に関する法律と条例
- 第四章 自治体の課税自主権
- 第五章 地方税の徴収対策と電子化
- 第六章 固定資産税
- 第七章 住民税
- 第八章 地方消費税
- 第九章 自動車関係税
- 第十章 その他の市町村税

地方議会において活動していく上で、地方分権を支える自主財源である「地方税」を理解することは、極めて重要です。本書は、地方税の仕組み、課題等について地方議会が果たすべき役割との関係を含め、平易に解説しています。

ご注文・問い合わせは 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館

直接TEL 03-3264-2520
又はFAX 03-3264-2867

株式会社 中央文化社

URL <http://www2.odn.ne.jp/chuoubunkasha/>

※平成26年12月3日現在

山陽小野田市
子ども・子育て支援事業計画

素案

平成27年 月

山陽小野田市

目 次

第Ⅰ部 序論	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的根拠	3
2 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	10
(4) ニーズ調査結果の概要	15
4 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括	26
5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	28
(1) 教育・保育施設の充実	28
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	28
(3) 安心して子育てに取り組める環境づくり	29
(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	30
(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	30
(6) 安全・安心な子育て環境の充実	30
(7) 青少年の健全育成の充実	31
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方	32
1 基本理念	33
2 基本目標と主要施策の方向	35
第Ⅲ部 事業計画	37
1 教育・保育提供区域の設定	38
(1) 教育・保育提供区域の定義	38
(2) 提供区域の比較検討	38
2 教育・保育の提供体制の確保	41
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	41
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	43

(3) 教育・保育の質の向上	43
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	43
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	44
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	44
(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	50
4 子育て家庭を支援する体制づくり	53
(1) 子育てを支える地域社会の形成	53
(2) 相談体制、情報提供の充実	53
(3) 学校における教育環境の整備	53
(4) 家庭の教育力の向上	54
5 妊産婦、乳幼児に関する保健環境づくり	55
(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健指導	55
(2) 育てにくさを感じる親によりそう支援	55
(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	55
6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	56
(1) 相談体制づくりや関係機関との連携強化	56
(2) 発生育防、早期発見、早期対策等	56
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	56
(4) 障がい児施策の充実	57
7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	58
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	58
(2) 事業主の取組の促進	58
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	58
8 安全・安心な子育て環境の充実	59
(1) 子どもの安全の確保及び環境の整備	59
(2) 子育てをする生活環境の整備	59
9 青少年の健全育成の充実	60

第IV部 計画の推進体制

1 家庭・地域・事業者・行政の役割	62
(1) 家庭の役割	62
(2) 地域の役割	62
(3) 事業者の役割	62
(4) 行政の役割	62
2 関係機関等との連携	63
3 計画の達成状況の点検・評価	64

第 I 部

序

論

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的な問題点には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支援
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（2）計画策定の趣旨

以上みてきた関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置付けます。

（3）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組んできた「山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画（さんようおのだ子育て元気プラン2010）」を引き継ぐ計画として位置付けます。

本計画の策定にあたっては、本市において策定している山陽小野田市総合計画や関連する各分野の計画と連携・整合を図るとともに、母子保健の国民運動である「健やか親子21」の趣旨を踏まえて策定しています。今後策定される計画についても可能な限り連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるよう配慮します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等）が計画的に盛り込まれているか。 |
|--|

3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

- 平成2年からの20年間で、総人口に占める本市の14歳以下の人口割合は約5ポイント減少しており、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年までの10年間でも減少が続き、とくに、0～9歳の就学前から小学校低学年までは相対的に減少率が大きくなると予測されています。
- このような年少人口の現象は、ひとりひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い保育・教育サービスや居場所づくりが求められています。

■年齢3区分人口の推移■

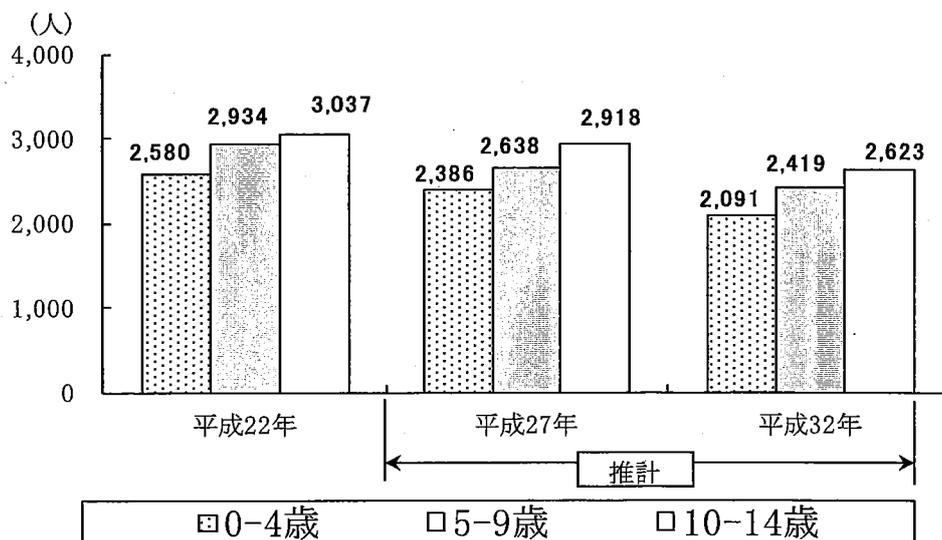
(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	69,481	68,745	67,429	66,261	64,550	64,616
年少人口(0～14歳)	13,007	11,213	9,799	9,057	8,551	8,285
割合	18.7	16.3	14.5	13.7	13.2	12.8
生産年齢人口(15～64歳)	45,775	45,090	43,141	41,134	38,330	36,802
割合	65.9	65.6	64	62.1	59.4	57.0
老年人口(65歳以上)	10,678	12,439	14,477	16,051	17,583	19,529
割合	15.4	18.1	21.5	24.2	27.3	30.2

※年齢不詳を含むため、合計は必ずしも一致しない。

資料:国勢調査、平成26年は住民基本台帳

■子どもの人口■

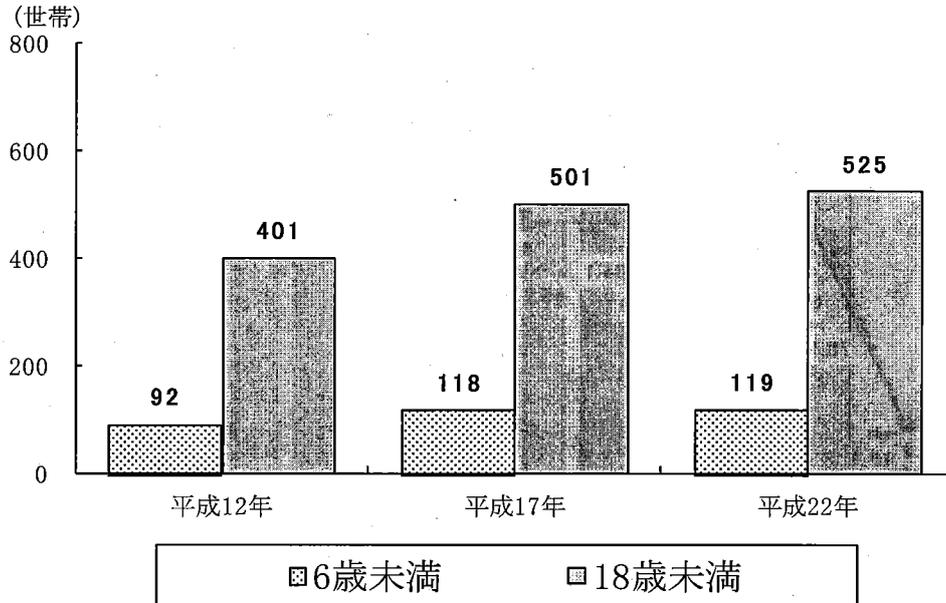


資料:国勢調査

②ひとり親世帯の推移

●18歳未満の子どものいるひとり親世帯は、年々増加しています。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

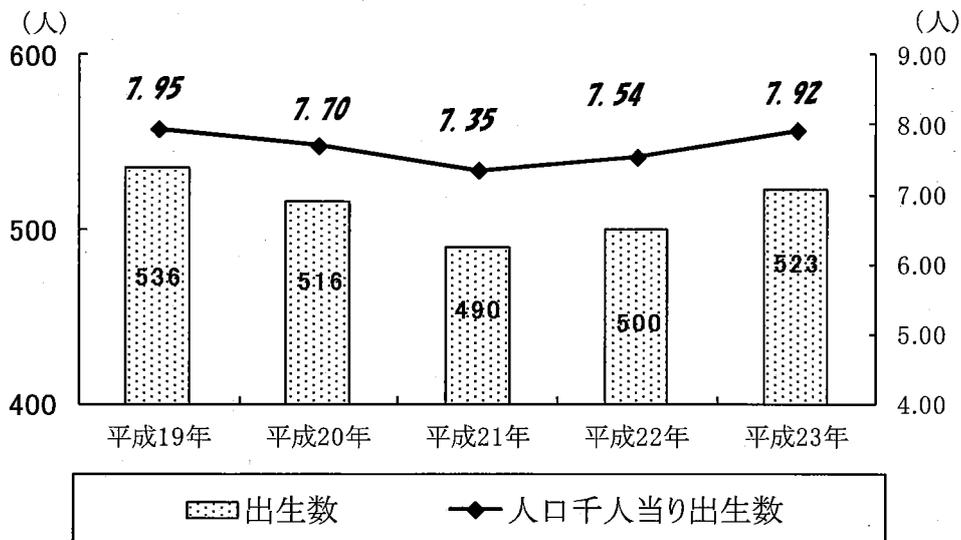


資料: 国勢調査

③出生の動向

●本市の出生数は、おおむね 500 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

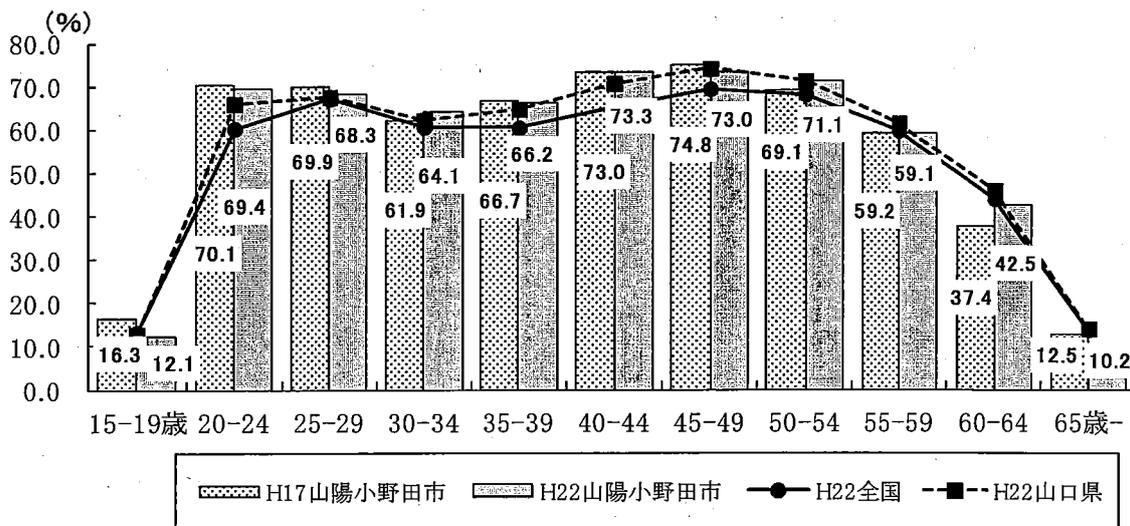


資料: 人口動態総覧

④女性の就労の状況

●おおむね本市の20代からと40代前半までの女性の就業率は、国、県を上回っており、特に、30代前半はこの5年間で増加しているものの、依然としてM字カーブで推移しています。「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した継続した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の変化■



資料: 国勢調査

⑤児童福祉施設の数

●平成23年5月1日現在、本市の「児童養護施設」「保育所」「児童館」「児童遊園」等の児童福祉施設数は年少人口千人当たり3.54か所と県内市部では上位3位、にありますが、今後も潜在的な保育ニーズや質的なサービス等への継続的な対応は必要です。

■年少人口千人当たり児童福祉施設数の比較(県内市部順位)■

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位
山陽小野田市	3.45	4	3.50	4	3.51	3	3.54	3
下関市	2.40	8	2.39	8	2.43	8	2.44	7
宇部市	1.73	13	1.50	13	1.55	13	1.58	13
山口市	1.75	12	1.71	12	1.77	12	1.90	11
萩市	4.00	2	4.11	2	4.18	2	4.77	2
防府市	2.35	9	2.36	9	2.35	9	2.30	9
下松市	2.11	10	1.95	11	1.78	11	1.77	12
岩国市	2.51	6	2.49	7	2.53	6	2.46	6
光市	2.47	7	2.51	6	2.50	7	2.44	8
長門市	3.57	3	3.66	3	3.20	5	3.10	5
柳井市	3.16	5	3.24	5	3.23	4	3.26	4
美祢市	7.27	1	7.59	1	7.67	1	8.25	1
周南市	2.04	11	2.06	10	2.07	10	2.09	10

資料: 50の指標で見る市町のすがた(山口県平成24年度版)

(2) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

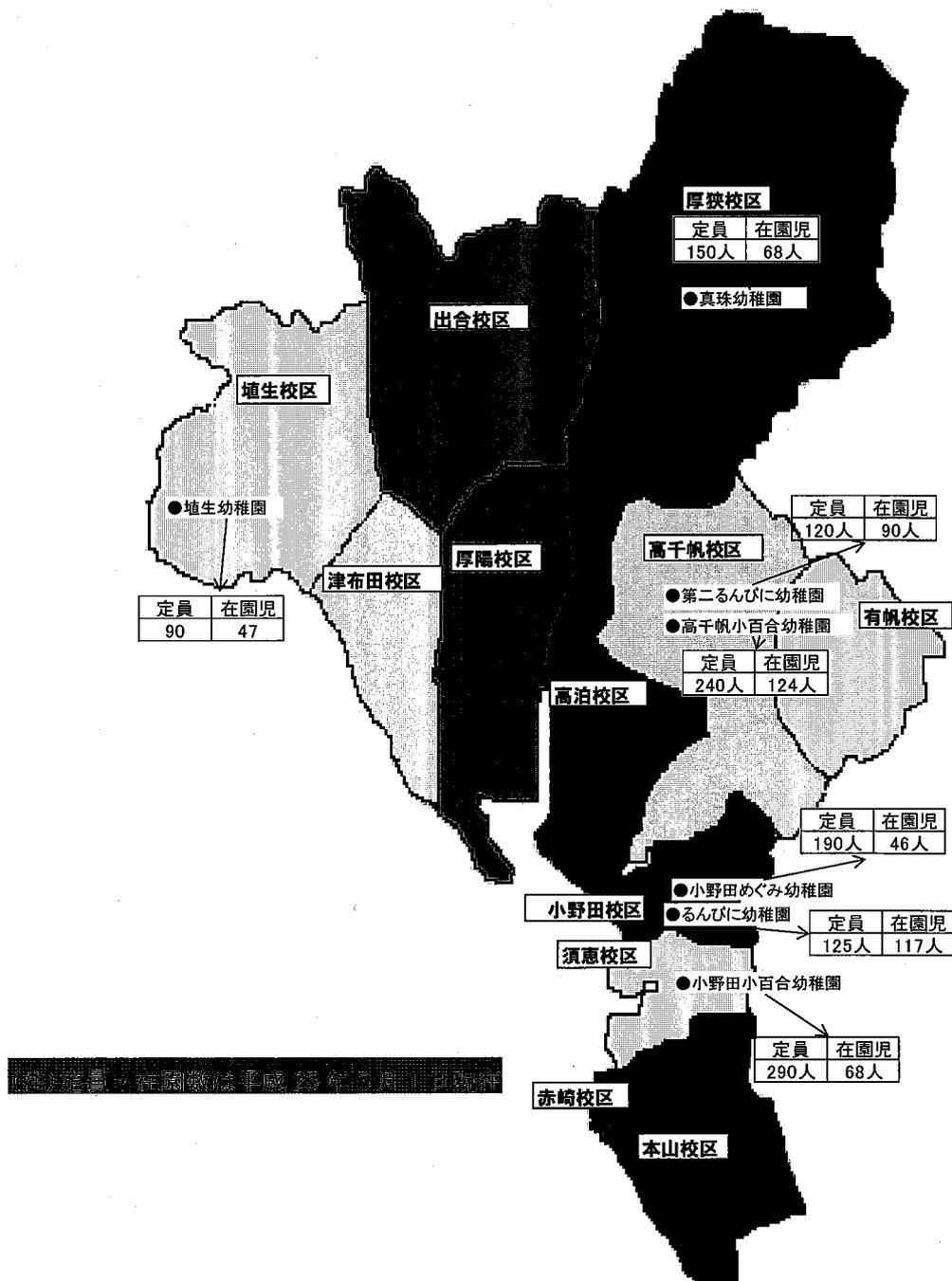
幼稚園に在籍している子どもは、定員を下回る人数で推移しています。

■幼稚園(管内)の定員及び在園児数の推移■

(単位:人)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,205	665	1,205	641	1,205	664	1,205	653	1,205	641

■幼稚園(管内)の位置図■



② 保育所

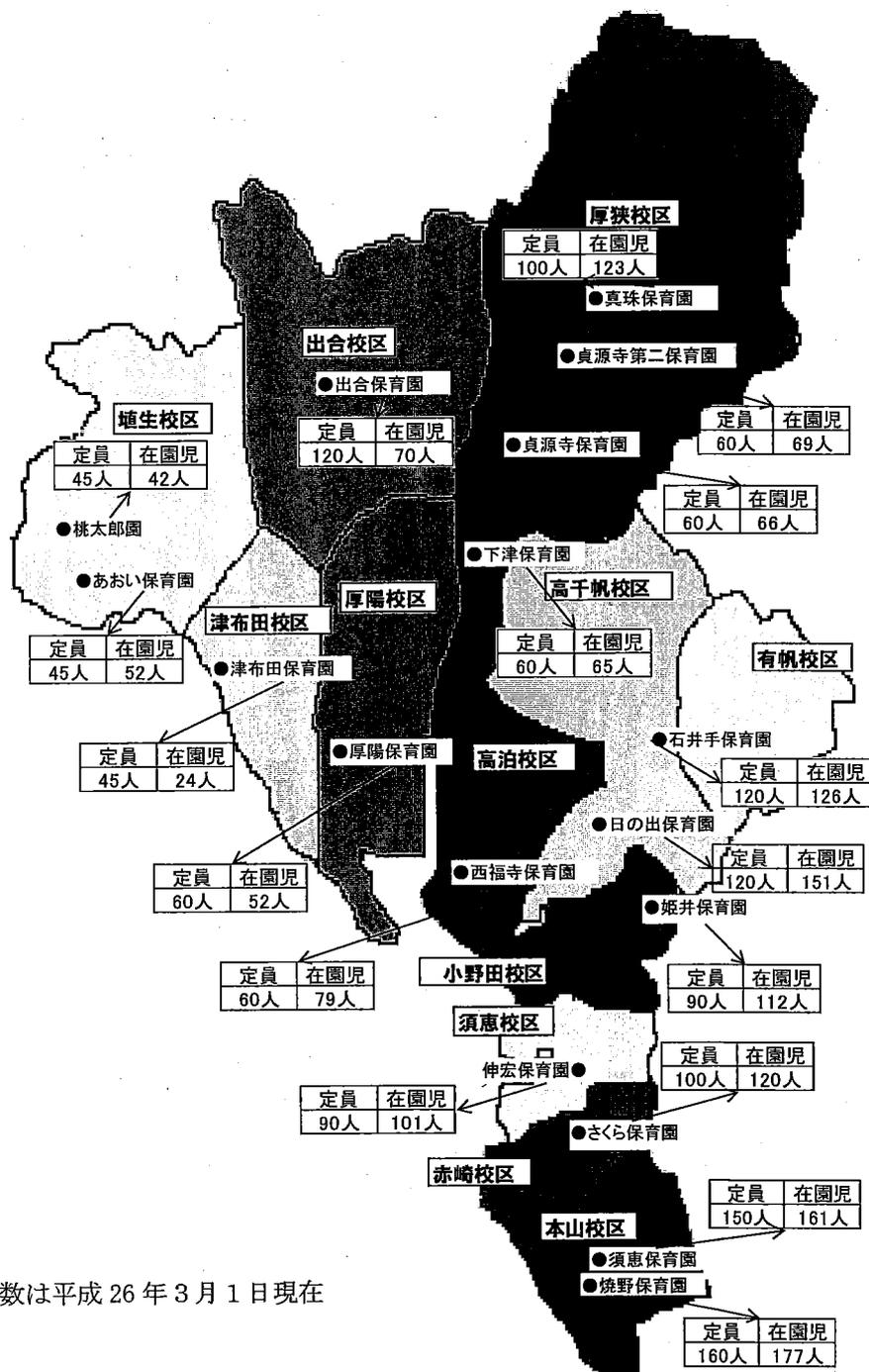
保育所に在籍している子どもは、全体数で見ると、定員を若干下回る人数で推移しています。

■保育園(管内)の定員及び在園児数の推移(各年3月1日現在)■

(単位:人)

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,445	1,404	1,455	1,379	1,455	1,350	1,465	1,451	1,485	1,460

■保育園(管内)の位置図■



(注) 定員・在園数は平成 26 年 3 月 1 日現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- | |
|--|
| 1. 利用者支援事業【新規】
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 |
|--|

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

事業名	2. 地域子育て支援拠点事業
事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。
取組状況 【平成25年度】	●施設数：5か所（平成25年 4月1日現在） ●延べ利用人数：児童12,585人、保護者10,300人

■子育て支援センター事業利用者数(平成25年度)■

	延利用者数(人)			実利用者数(人)			出張支援		年間相談	講習会 実施回数	子育て情報誌 発行回数
	児童	保護者	合計	児童	保護者	合計	実施回数	参加者数			
焼野	2,397	2,038	4,435	143	100	243	17	322	36	8	12
須恵	2,910	2,134	5,044	233	183	416	25	365	78	16	12
さくら	2,255	1,987	4,242	282	235	517	15	174	120	46	12
姫井	2,938	2,449	5,387	212	176	388	23	440	46	69	7
貞源寺第二	2,085	1,692	3,777	157	127	284	19	187	130	17	12
計	12,585	10,300	22,885	1,027	821	1,848	99	1,488	410	156	55

事業名	3. 妊婦健康診査				
事業内容	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行う。 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】 ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回 ◆妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回 ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回 上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度				
取組状況	母子健康手帳と共に14回分の「受診補助券」を交付し、医療機関で健診を行う。				
受診者数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	6,158	6,423	6,008	5,749	5,961

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)				
事業内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、母子保健推進員及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行う。				
取組状況	●延べ被訪問戸数：平成25年度 432戸				
訪問戸数(戸数)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	363	427	425	456	432

事業名	5. 養育支援訪問事業				
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための専門的な相談支援等を行う。				
取組状況	●訪問回数：平成25年度 6回				
訪問回数(回数)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	15	17	10	11	6

事業名	6. 子育て短期支援事業				
事業内容	【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。				
取組状況	●【ショートステイ】平成25年度 延べ利用児童数：35人 （1日利用料）2歳以上児 2,750円、2歳未満児 5,350円 等 ※減免制度あり				
利用児童数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	27	39	29	23	35

事業名	7. ファミリーサポートセンター事業				
事業内容	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。				
取組状況	●会員数：平成25年度 268人 【利用料】 ●昼間（7：00～19：00） 1時間あたり 600円 ●早朝（～7：00）・夜間（19：00～） 1時間あたり 700円 ●土・日・祝日 1時間あたり 700円 ●病児保育 1時間あたり 700円				
会員数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	199	231	267	307	268

事業名	8. 一時預かり事業				
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。				
取組状況	●実施施設数：平成25年度 9か所（公立2か所、私立7か所） ●延べ利用児童数：4,533人 【利用料】 ●4時間以内 900円、4時間超 1,800円 【利用対象者】 ●育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童				
実施施設数(箇所)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	9	9	9	9	9
利用児童数(人)	3,871	2,939	5,169	4,337	4,533

事業名	9. 延長保育事業				
事業内容	保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。				
取組状況	<p>●実施施設数：平成25年度 11か所 1時間延長 6か所、0.75時間延長 3か所、0.5時間延長 2か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●各保育所において設定。育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童（保護者の利用理由は問わない。）</p>				
実施施設数(箇所) 利用児度数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	11	11	11	11	11
	625	585	644	636	632

事業名	10. 病児・病後児保育事業				
事業内容	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行う。				
取組状況	<p>●実施施設数：平成25年度 2か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●1人につき1日2,000円</p> <p>【利用対象者】</p> <p>●0歳から小学校3年生まで</p>				
延べ利用児童数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	393	663	659	633	629

事業名	11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）				
事業内容	<p>保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）</p> <p>※平成24年の法改正により、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大</p>				
取組状況	<p>●実施施設数：平成25年度 12か所</p> <p>【利用料】</p> <p>●保育料：児童1人当たり 月額3,000円 （生活保護世帯、前年度市町村民税非課税世帯は無料）</p> <p>※同時入所の場合、2人目以降1,500円</p> <p>●おやつ代：月額1,500円</p> <p>●傷害保険料：年額800円</p> <p>【利用対象者】</p> <p>●下校後または長期休業中に家庭で世話をする人がいない小学校1年生から3年生までの児童</p>				
定員(人) 申込者数(人) 平均利用人数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	486	486	486	496	496
	625	582	588	553	607
	333.2	318.4	302.2	311.0	330.6

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において制定された「子ども・子育て関連3法」により、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成27年度を初年度とする『山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	山陽小野田市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者から無作為抽出	山陽小野田市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
2. 調査方法	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収
3. 調査期間	平成25年11月～12月	平成25年11月～12月
4. 回収状況	配付数 1,000人 回収数 575人 回収率 57.5%	配付数 1,000人 回収数 542人 回収率 54.2%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

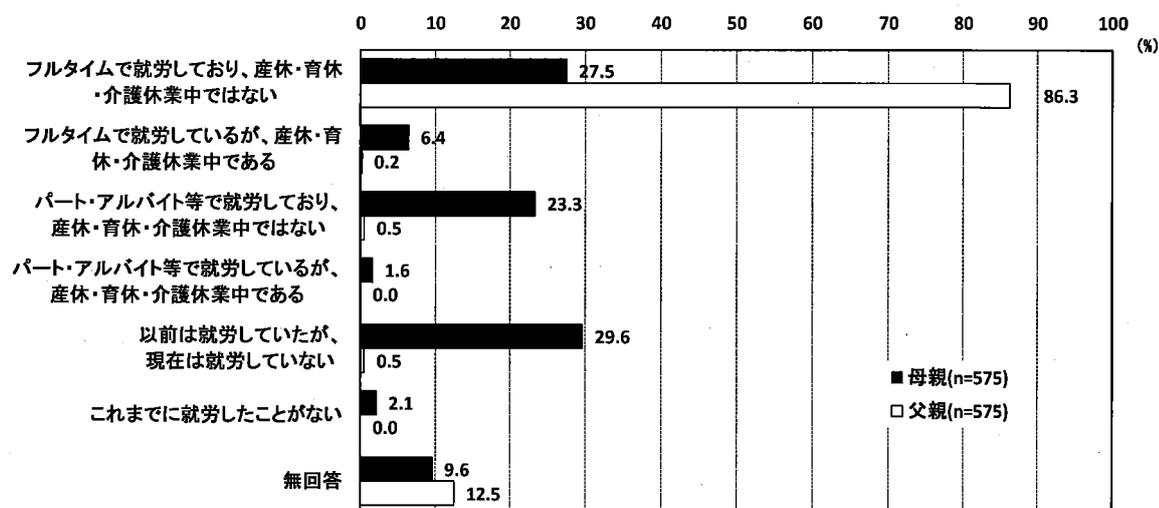
算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

②就学前児童

■母親・父親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.6%でもっとも多く、ついで「フルタイム等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.5%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.3%となっています。父親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.3%と大半を占めています。



母親の1週間当たり就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5日」が最も高く、1日当たり就労時間はフルタイムで「8～9時間未満」、パート・アルバイト勤務では「4～5時間未満」が最も多くなっています。

土曜日・日曜日・祝日の勤務については、フルタイム勤務の母親は土曜日が 51.9%、祝日が 27.2%、日曜日が 22.8%で、パート・アルバイト勤務の母親は土曜日が 44.8%、祝日が 24.6%、日曜日が 16.4%となっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8時台」、帰宅時刻は「18時台」のが最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8時台」、帰宅時刻は「17時台」が最も多くなっています。

■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 63.6%でもっとも多く、全体の6割を超えています。ついで、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 19.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 6.3%となっています。

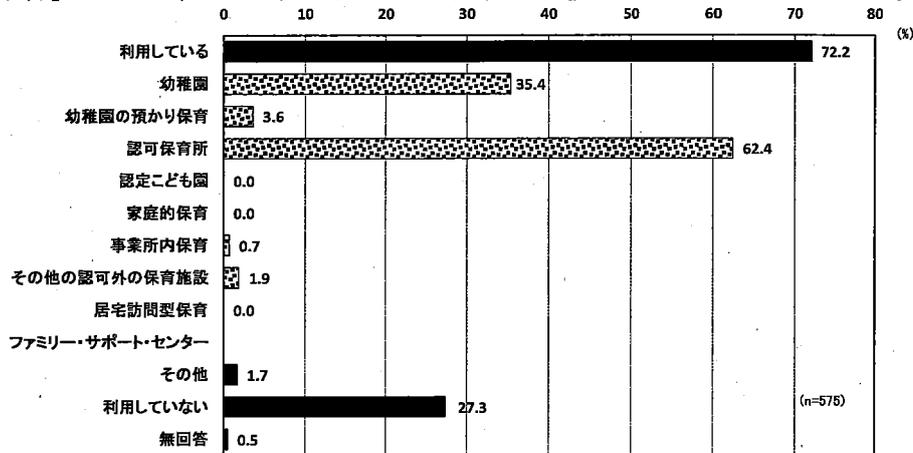
全体のフルタイムへの転換希望の割合は 25.9%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか 6.3%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%、「1年より先、一番下の子どもが(4.4歳)になったところに就労したい」が54.9%と、全体の就労意向は72.5%で、就労意欲は高くなっています。

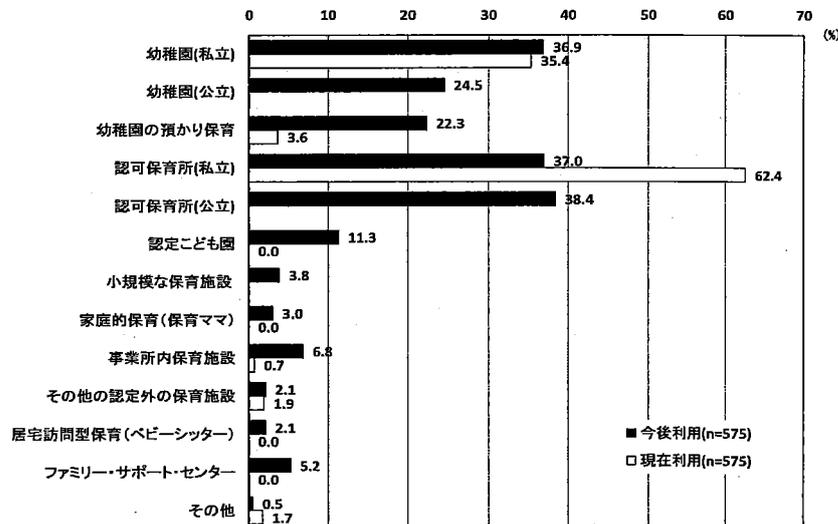
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.2%であり、このうち、「認可保育所」が62.4%、ついで「幼稚園」が35.4%でこの2項目で9割以上を占めています。以下「幼稚園の預かり保育」の3.6%、「その他の認可外の保育施設」の1.9%と続いています。



■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

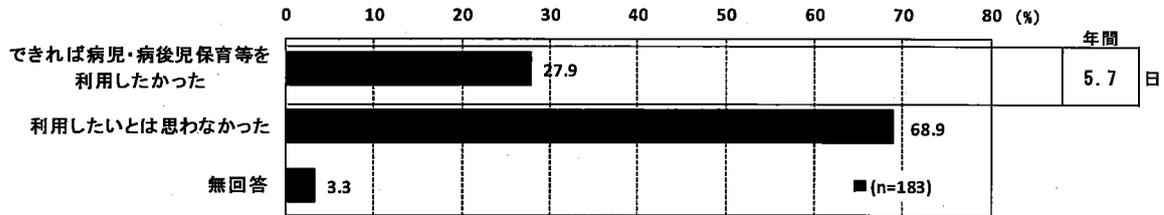
今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「認可保育所(公立)」が38.4%、ついで「認可保育所(私立)」が37.0%「幼稚園(私立)」が36.9%となっており、この3項目で大半を占めています。以下「幼稚園(公立)」(24.5%)、「幼稚園の預かり保育」(22.3%)、「認定こども園」の(11.3%)と続いています。公立・私立を合わせた認可保育所が75.4%、同幼稚園が61.4%の利用希望率となっています。利用したい場所については、大半が山陽小野田市内を希望しています。



(注)幼稚園・認可保育所の「現在利用」は私立・公立の区分を設けていないので、今後の「私立」の方に掲載している。

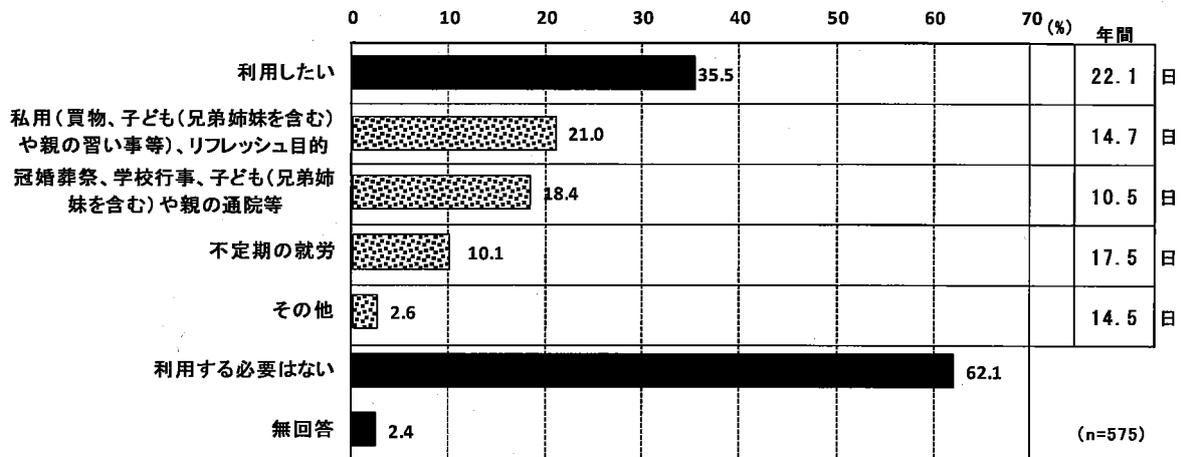
■病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは27.9%で、希望平均日数は年間5.7日となりました。



■一時預かりの利用意向

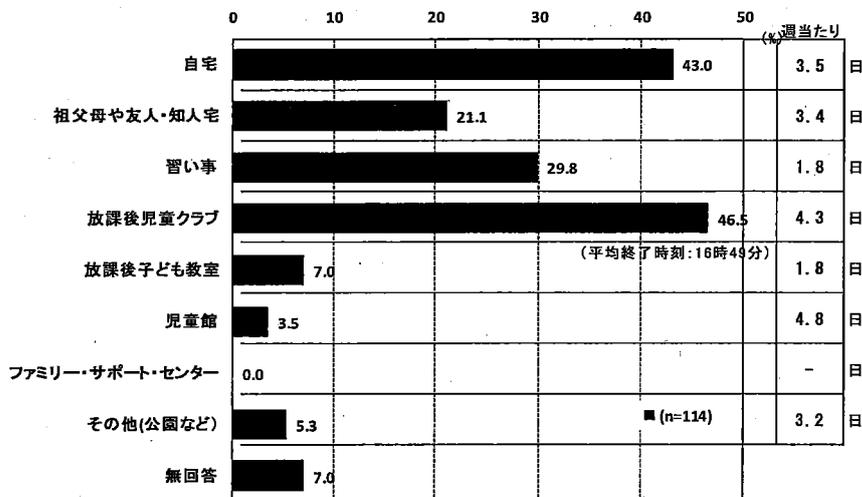
今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は35.5%で、利用希望日数は年間平均22.1日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が21.0%で最も多く、年間14.7日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が18.4%で平均日数10.5日となっています。



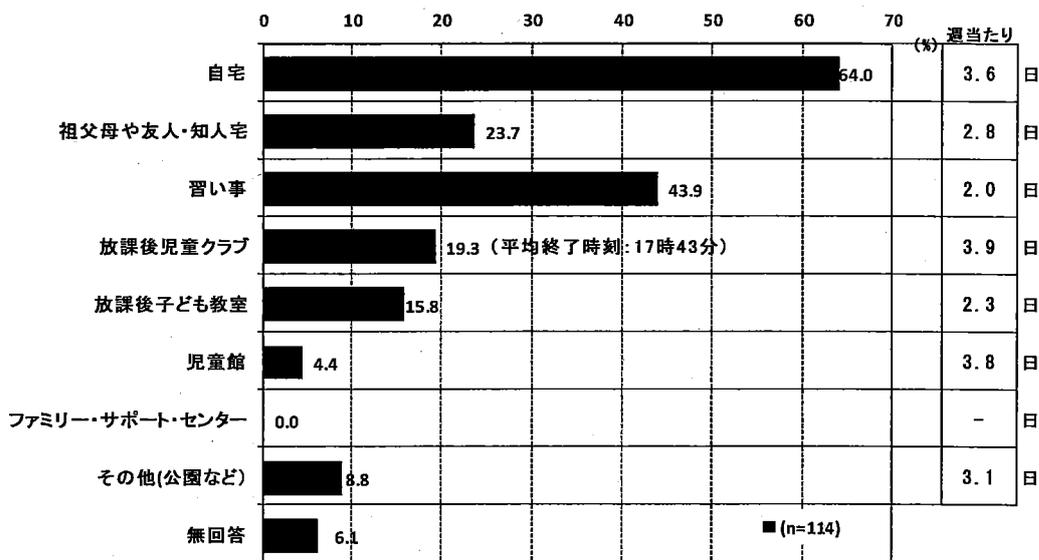
■放課後の利用場所意向

「低学年」の時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が46.5%で最も多く、週当たり4.3日となっています。ついで「自宅」が43.0%で、週当たり3.5日となっています。以下「習い事」が29.8%、週当たり1.8日と続いています。「高学年」時に、放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が64.0%で最も多く、週当たり3.6日となっています。続いて「習い事」(43.9%)が週当たり2.0日、「放課後児童クラブ」(19.3%)が週当たり3.9日となっています。

【低学年】

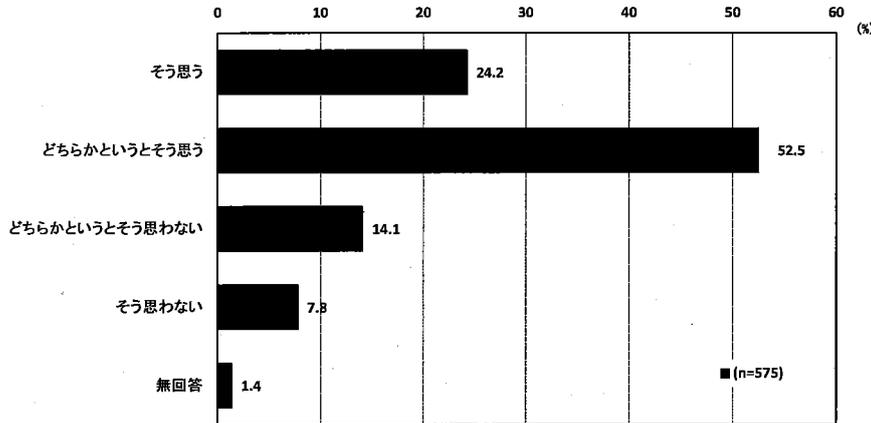


【高学年】



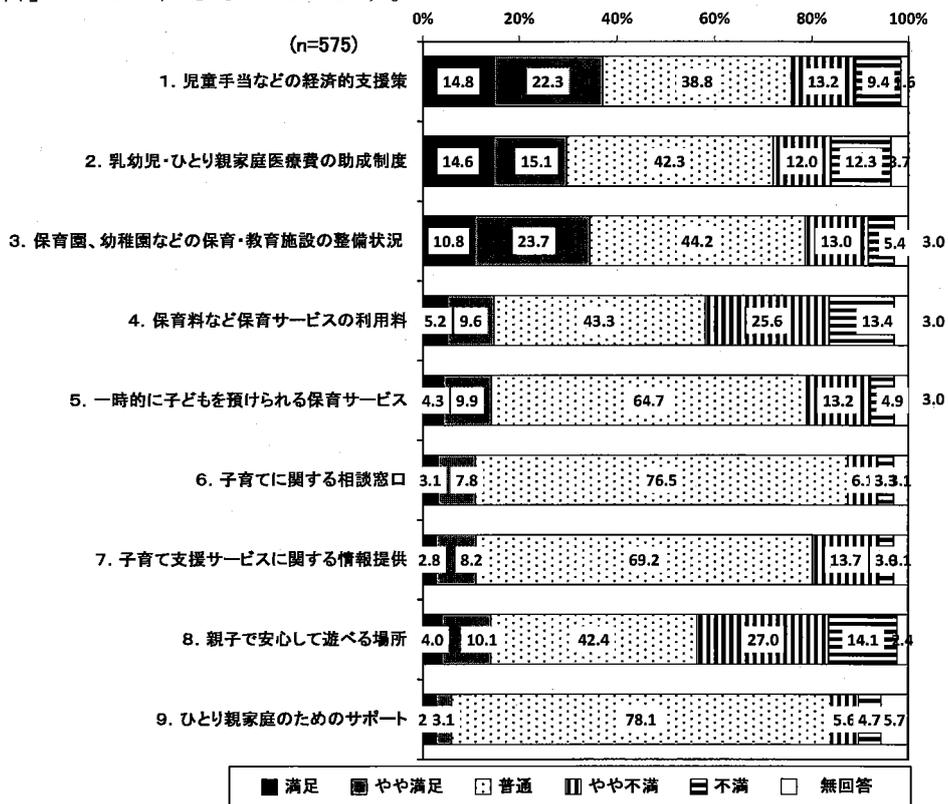
■子育て支援に対する評価

「山陽小野田市は子育てしやすいまちだと思いますか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を含めて 76.7%と、7割以上の人が「子育てしやすいまち」だと思っています。



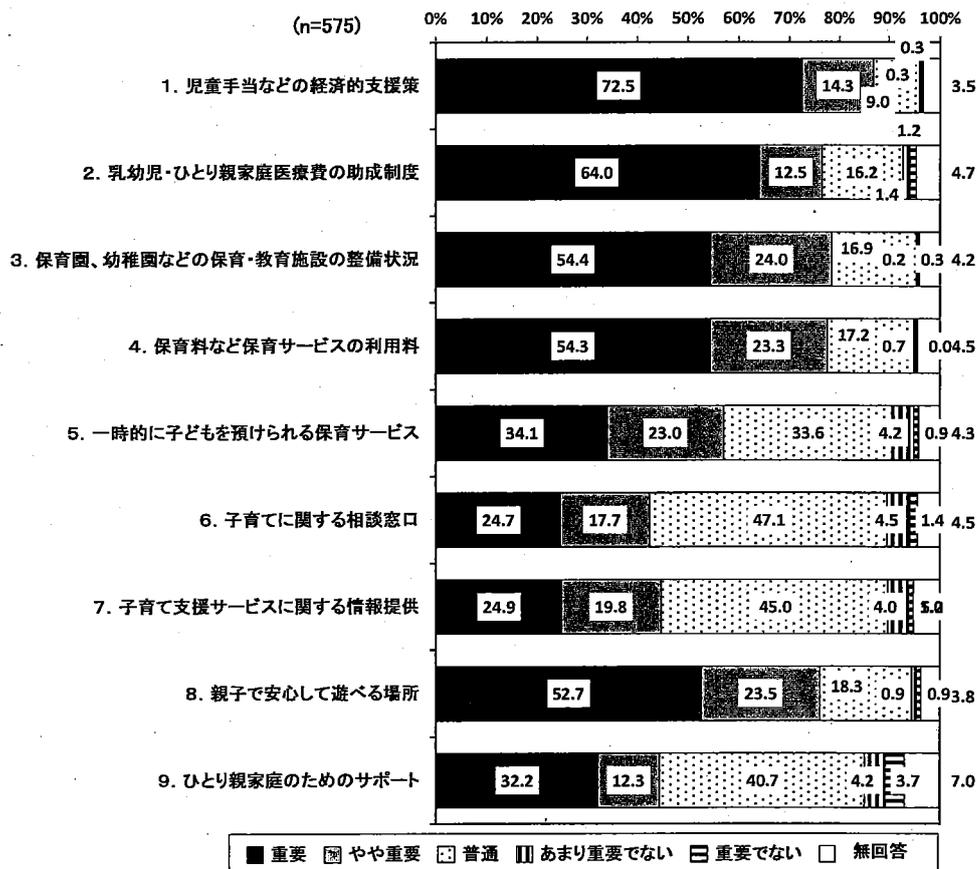
■子育て支援策の満足度

子育て支援策に対する「満足度」についてみると、「満足」「やや満足」を含めて「児童手当など経済的支援策」が 37.1%で最も高く、ついで「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」が 34.5%となっています。一方、23.3%の人が「子育てしやすいまちとは思わない」と回答されていますが、その方々の主な意見として、「やや不満」「不満」を含めた割合が最も高かったのは「親子で安心して遊べる場所」の 41.1%で、ついで「保育料など保育サービスの利用料」が 39.9%となっています。



■子育て支援策の重要度

「重要度」についてみると、「児童手当など経済的支援」が「重要」「やや重要」を含めて86.8%と最も高くなっています。以下「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」(78.4%)、「保育料など保育サービスの利用料」(77.6%)、「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」(76.5%)、「親子で安心して遊べる場所」(76.2%)がいずれも7割以上と高めの重要度を示しています。



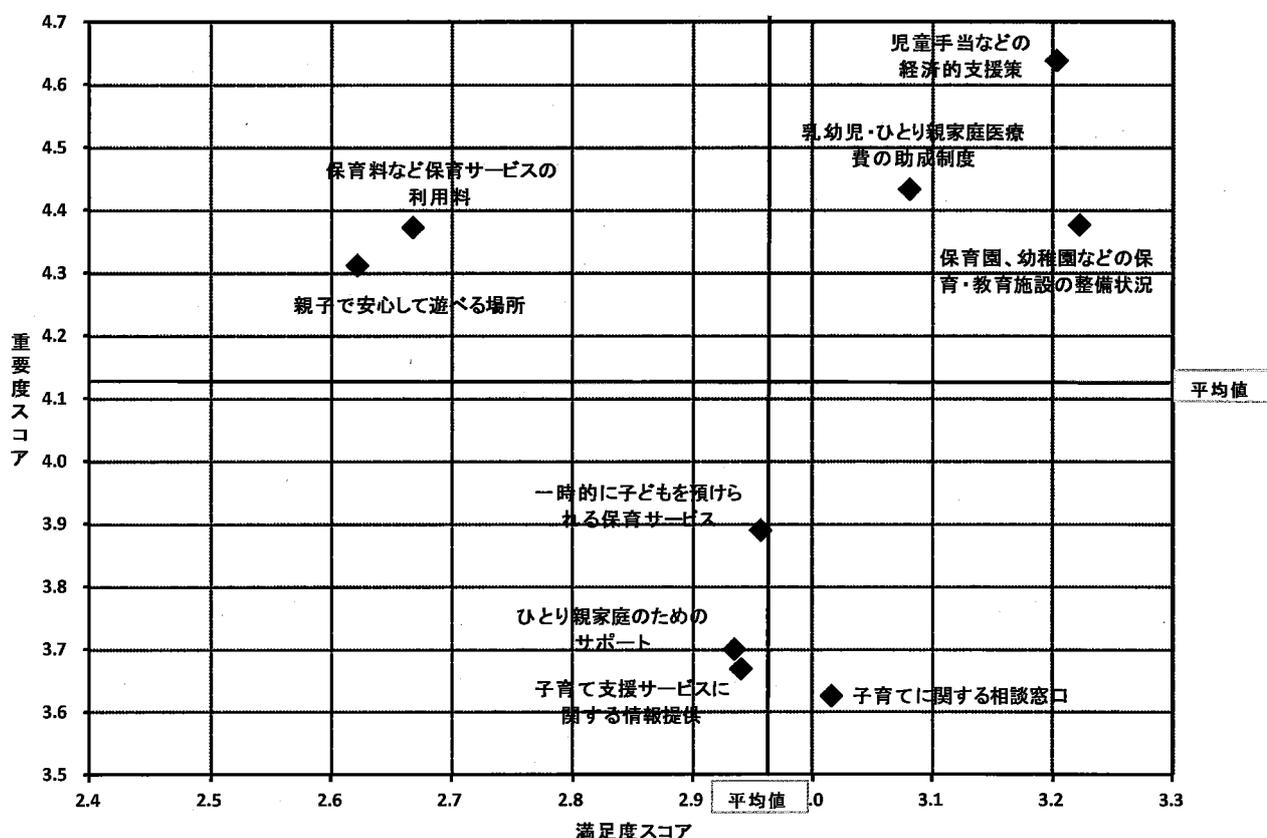
■子育て支援策の全体評価（優先度）

子育て支援策ごとの満足度と重要度を数値化し、優先度を求めています。

満足度が低く、重要度が高い（グラフでは、左上により近く位置するもの）項目ほど支援の優先度は高くなります。

「保育料など保育サービスの利用料」や「親子で安心して遊べる場所」に関する支援策が該当します。

また、満足度、重要度ともに高く、今後とも重点的に取り組む必要がある支援策としては「児童手当などの経済的支援策」「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」があげられています。



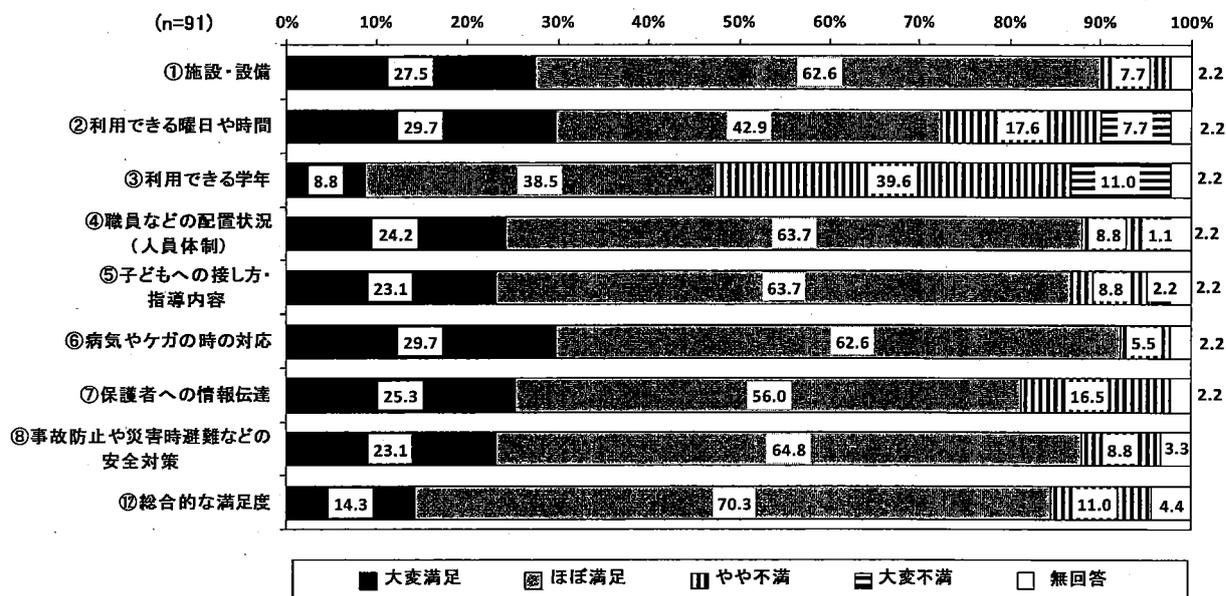
③小学生

■放課後児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度については、「大変満足」「やや満足」を含めて「⑥病気やケガの時の対応」が92.3%で最も高く、ついで「①施設・設備」が90.1%となりました。一方、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も低かったのは「③利用できる学年」の47.3%で、「やや不満」「不満」の割合をみても50.6%と半数を超える割合となりました。

「利用できる学年」の改善に対するニーズが高いことがうかがえます。

また、「⑫総合的な満足度」としては、「大変満足」「やや満足」を含めた割合は84.6%と、8割を超えた満足度となりました。

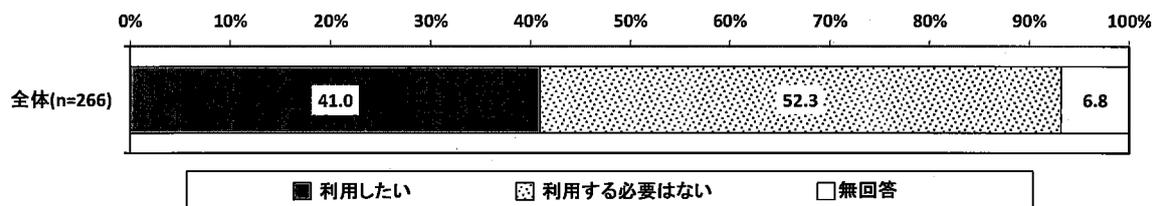


■放課後児童クラブの利用意向

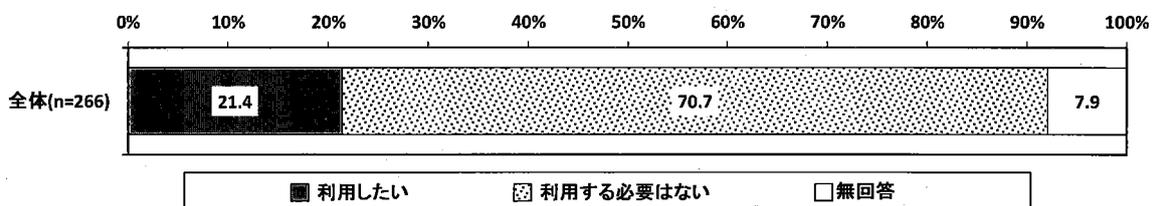
「低学年」の時は、平日の利用希望については、「利用したい」が41.0%、週当たりの利用希望日数は「5日」が最も多くなっています。土曜日については、「利用したい」が21.4%、月当たり利用日数の希望は「4日」が最も多く、日曜日・祝日については「利用したい」が6.4%と低くなっていますが、長期休暇期間中については、「利用したい」が51.1%と5割を超えており、週当たりの利用希望日数は「5日」と平日と同じように利用を希望する状況がうかがえます。「高学年」の時は、平日は「利用したい」が58.0%、土曜日は32.2%、日曜日は9.8%、長期休業期間中は82.5%と、長期休業期間中の利用ニーズが高いことがうかがえます。週当たり希望日数は平日が「5日」、長期休業期間中も「5日」が最も多くなっています。

【低学年】

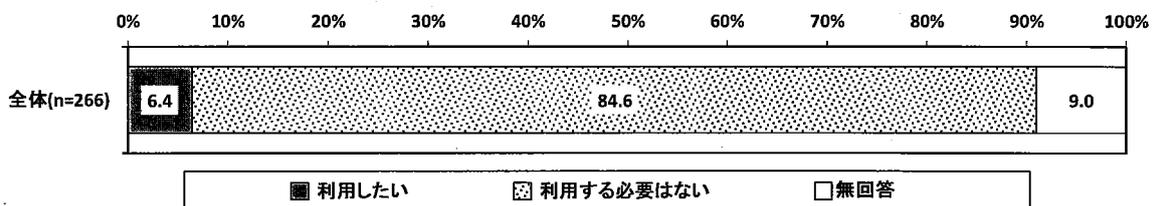
(1) 平日



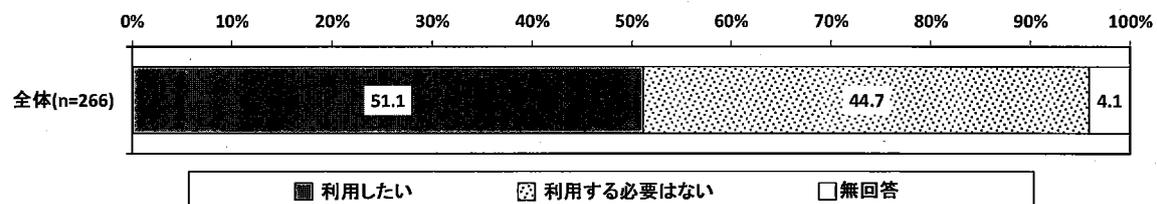
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日

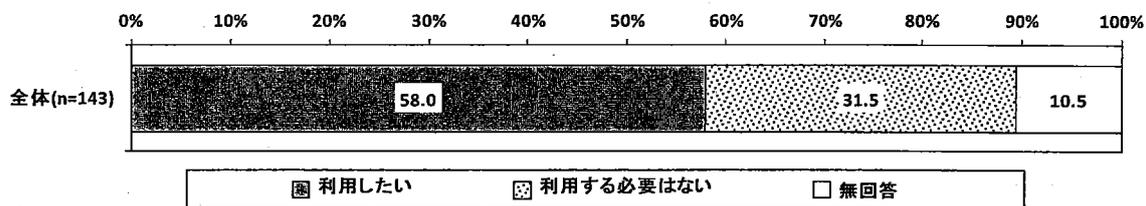


(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

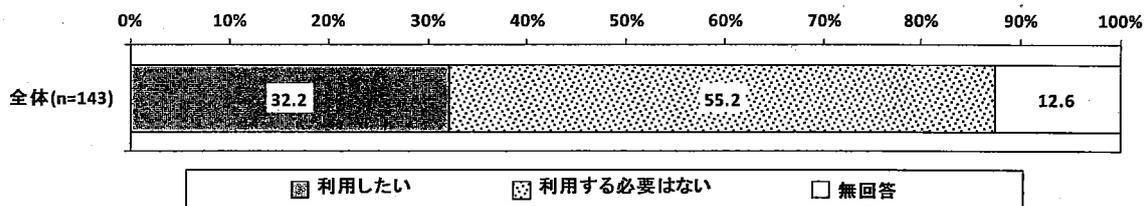


【高学年】

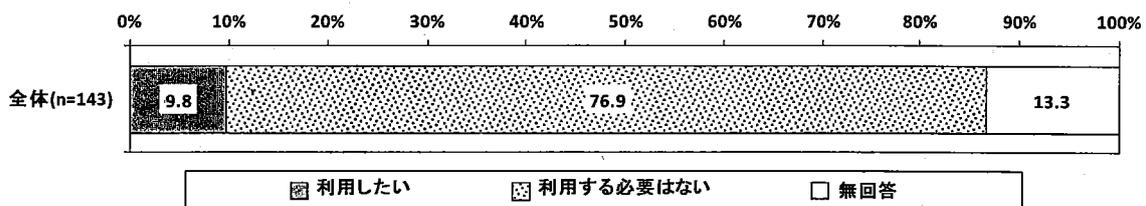
(1) 平日



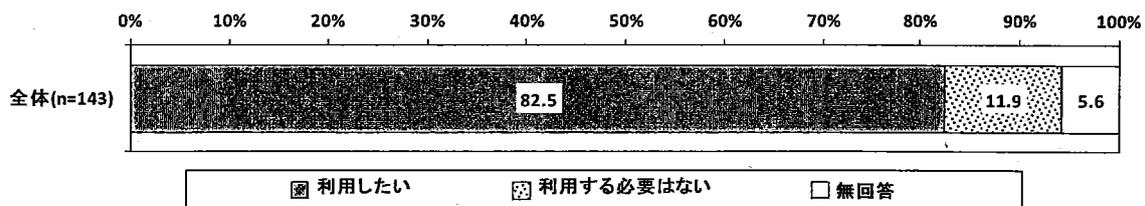
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



4 山陽小野田市次世代育成支援行動計画の総括

平成25年度までの「山陽小野田市次世代育成支援対策後期行動計画」の取組状況は、次のとおりです。

重点課題1 放課後児童クラブの充実

- ◆放課後児童クラブの待機児童は、平成21年度53人、平成22年度24人、平成23年度6人、平成24年度14人、平成25年度7人となっている。
- ◆各年度によって入所希望者の増減があり、柔軟な入所決定をしているものの、クラブによっては待機児童が発生している。
- ◆放課後子ども教室は、平成24年度に津布田小学校がスタートし、目標の5か所を達成。
5か所（厚狭小、埴生小、厚陽小、出合小、津布田小）

■平成25年度放課後児童クラブ入所児童数(平成25年4月1日現在)■

クラブ数	定員	申込	決定	内訳				待機児童数
				1年	2年	3年	4～6年	
12	496	607	607	246	201	157	3	7

重点課題2 児童虐待の対応強化

- ◆児童虐待に関する相談件数は、平成25年度で10件となっている。
- ◆日ごろから、地域住民、保育施設、学校、民生児童委員、児童相談所との連絡体制を密にし、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
- ◆平成23年4月に中央児童相談所宇部駐在が設置されたため、迅速かつきめ細かい対応ができるようになった。

■家庭児童相談のうち、児童虐待に関する相談件数の推移■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ相談件数(件)	22	21	13	1	10

重点課題3 ファミリーサポートセンターの充実

- ◆会員の増強に取り組んだ結果、平成24年度に目標300人を達成。平成25年度は若干減っている。
- ◆平成25年度ニーズ調査結果によると、ファミサポを利用有無に関わらず会員登録をしている保護者は少ないため、今後もPR活動を強力に取り組む必要がある。
 (「ファミサポに会員登録している(利用有含む)」: 就学前調査7.5%、小学生調査5.9%)

■ファミリーサポートセンター会員数の推移■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員(人)	138	165	195	232	209
提供会員(人)	47	48	52	55	41
両方会員(人)	14	18	20	20	18
合 計	199	231	267	307	268

重点課題4 保育ニーズへの対応

- ◆3歳未満入所児童が平成24年度以降、増加傾向にある。
- ◆保育サービスの利用者はここ数年あまり変わらない。

■認可保育所における3歳未満入所児童状況■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3歳未満入所児童数(人)	613	624	607	661	636

■保育サービス利用状況■

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所一時預かり(人)	3,871	3,939	5,169	4,337	4,533
病児・病後児保育(人)	393	663	659	633	629
ショートステイ事業(人)	25	39	19	22	14

重点課題5 子育てに関する情報提供の充実

- ◆子育て情報サイト「さんようおのだっこ」の開設 平成22年度目標達成
 → 子育て情報専用ホームページ
 保育園などが各自で更新する「子育て施設ブログ」やイベント情報を掲載。
 年間アクセス数20,000件
- ◆広報さんようおのだに「子育て情報ナビ」を掲載
 → 各種制度のお知らせや保育サービスの紹介などを毎月掲載
- ◆子育て情報誌「笑顔になあれ」の改訂
 → 平成25年度全面リニューアル。作成部数1,500部。

5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

本市においては、次のような課題があげられます。

(1) 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が約6割、ついで「幼稚園」が約3割5分となっています。今後の利用希望は、「認可保育所」が約7割5分、「幼稚園」が約6割と、ニーズが圧倒的に多くなっています。「幼稚園の預かり保育」や、「幼稚園」と「保育所」の機能を併せ持った「認定こども園」のニーズも「認可保育所」、「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が求められています。
- そのためには、既存施設における施設・設備の充実とともに、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。優秀な人材を確保するためには、教諭や保育士の社会的地位を向上させ、若い世代がこの分野を目指しやすい環境を整えることが大切です。また、保育所の定員を見直すだけでなく、既存の幼稚園を利用するなど、既存施設の有効活用を十分に検討することが求められます。
- 併せて、個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人材の確保等も課題となっています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 延長保育は11箇所の保育所で実施していますが、施設によっては保育時間のさらなる延長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。
- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前児童の保護者のニーズはともに約3割程度と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- 子育て短期支援事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 利用者が限定されるとはいえ、就学前児童の保護者の「地域子育て支援拠点事業」の現在の利用状況は14.3%、「ファミリーサポートセンター事業」は2.3%といずれも低く、引き続き事業のPR活動を行うとともに、「ファミリーサポートセンター」については、信頼できる提供会員を増やし、利用しやすい体制を整えることが求められています。さらに、提供会員の研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、就労する保護者の増加に伴って利用希望者も増加し、地域によっては定員を超えた柔軟な受入を行っています。また、就学前

のニーズ調査では高学年になっても利用を希望する保護者が約2割を占めること、土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと等今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、多様かつ計画的な受け皿の確保が求められています。そのためには、保育審査基準に基づいた適切な児童の受入れと、入所の要件や優先順位の見直しも必要になります。また、障がい児等の配慮を要する児童に対応するための人材の確保も必要です。

- 保護者が気軽に相談できる体制としては、「保健センターの育児相談・育児講座」のほか、「ヤングテレホンさんようおのだ」、「子育て支援センターの育児相談」、「家庭児童相談」等多岐にわたります。ただ、ニーズ調査結果をみると、「保健センターの育児相談・育児講座」の利用経験は就学前保護者が約4割、「ヤングテレホンさんようおのだ」の利用経験は小学生保護者が1割弱となっています。今後子育てが楽しいと思う保護者をもっと増やすためには、妊娠前の段階、妊娠の段階、出産後の子どもの成長の段階などに応じて、これら相談事業の周知徹底を図り、様々な悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- 併せて、不妊治療に対する助成制度の周知や、多子世帯に対する経済的支援の必要があります。
- 各種子育て情報等の発信が重要であり、従来のホームページやパンフレットに加え、山陽小野田市子育て情報サイト「さんようおのだっこ」のPRや内容の充実を図る必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、子ども達が犯罪や事故に巻き込まれることを防ぐには、地域全体で防犯意識を持つことが不可欠です。放課後等、学校や保護者の目が行き届かない時間帯においては、地域での見守りや気づきが必要になっています。
- 併せて、地域や保護者間の結びつきが希薄になりつつある現状をカバーできるよう、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA・育友会、家庭など市全体が連携をとり、乳幼児期から幼稚園・保育所・小学校・中学校と、成長する子どもたちに対して継続した支援を続けていく体制が求められています。

(3) 安心して子育てに取り組める環境づくり

- 少子化や子育て世帯の孤立化など社会構造の変化、核家族や共働き世帯の増加など家族形態の多様化などが続く中、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策をはじめ、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり、育てにくさを感じる親に寄り添う支援対策、さらに妊娠期からの児童虐待防止対策等が求められています。

(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等の児童虐待防止対策の取組は重要です。これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境をつくることが求められています。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面で充実を図る必要があります。また子どもの発達段階に応じて、CAPプログラム等の子どもがさまざまな暴力から自分を守るためのスキルを学ぶ取組を導入し、子ども達の持つ「生きる力」を引き出す機会を広げることが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児に対する各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や、発達障がい児の早期治療体制を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 33.2%、父親利用 1.9%となっており、利用率は全国平均率に比べて著しく低く、今後は、企業に働きかけて、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 子育てをしながら就労する人の増加にともない、企業に対して働きながらでも子育てがしやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 今後、重要と考えられる施策として、安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在、実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施を図る必要があります。

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念

共に支え合い 子育てをする喜びと

子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田

すべての子どもは、生まれながらにして固有の権利を有し、かけがえのない存在として最善の利益が尊重されることが必要です。

親たちもまた、生み育てる過程を通じて成長しながら、喜びや生きがいを感じるができます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つためには、安心して子どもを生み、子育ての負担や不安を和らげ、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合っ、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指していくという思いから、「共に支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を基本理念とします。

「基本理念」、「山陽小野田市次世代育成支援後期行動計画」を踏まえ、以下の3つの基本的視点を定めます。

視点1 未来につながる、創造する子どもたちを育む

説明：本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点

視点2 子どもたちの豊かな個性と希望を引き出す

説明：親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりの視点

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが、確かな「生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域の見守りと支援で広がる子どもたちの未来

説明：家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、地域社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境整備の視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

2 基本目標と主要施策の方向

基本理念に基づく、本市における子ども・子育ての基本目標と施策の方向は以下のとおりです。

目標1 子育て世代への多様な支援の充実

近年は子育て家庭の生活形態や就労形態の変化により、子育て世代へのニーズが多様化しています。また、地域のつながりの希薄化により、孤立化する家庭や保護者も増えています。

これらの問題に対応するため、気軽に相談できる体制の構築及び強化に努めるとともに、子育て支援の情報提供の充実、子育てサークルの活動支援への継続した取り組みに努めることにより、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育て支援の充実を図ります。

また、子育て中の親子や子育て経験者が気軽に交流できる子育て支援の場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

目標2 安心して子育てに取り組める環境づくり

家族の小規模化、近隣における人間関係の希薄化などにより、妊産婦や子どもと接する機会のないまま、妊娠・出産を経験し、親になっていくことも少なくありません。

こうした社会背景により、親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあります。

親が感じる育てにくさや、子が発する生きづらさ等のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

妊娠の届出による母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、マタニティスクール等の既存の施策においても、その過程を通して、妊産婦や乳幼児への保健対策は行われていますが、各事業間や関係団体等との連携体制の強化、情報の利活用を図ることにより、切れ目のない支援体制を目指します。

また、疾病の予防や適切な食習慣を確立するため、家庭や幼稚園、保育園や小・中学校、関係団体との連携を図り、食育を推進することで、疾病の予防や適切な食習慣の確立を図ります。

目標3 子どもの健全育成につながる教育環境の整備

子どもが持っている「生きる力」を育むため、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。

さらに、子どもが地域の一員であることを自覚し、豊かな人間性を育み、社会に対して責任感を認識できるよう、地域とふれあう機会の提供やキャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

目標4 育児と仕事の両立に対する支援

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。働き方の見直しを進め、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また男性が育児休業を取得できるなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。育児休業制度の普及啓発や労働時間の短縮など多様な働き方の選択の促進等、企業を含めた関係機関での取組を継続して進めます。

目標5 特別な支援を必要とする子どもへの充実した支援

新聞、テレビ等マスコミ報道でも伝えられるとおり、児童虐待は全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などの迅速かつ適切な対応が求められています。

そのため、民生委員・児童委員、母子健康推進員や関係機関との連携を強化し、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実する必要があります。

また、昨今の離婚の増加傾向によるひとり親家庭の増加、発達障がいを含む多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの体制づくりに継続して取り組みます。

目標6 安全・安心なまちづくりの推進

昨今の社会構造の変化に伴い、刻々と生活環境が変化していく中で、安心して子どもを生き育てるため、安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

地域の実情に即した住環境や交通環境の整備とともに、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(7) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業が展開されています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することが義務付けられています。

また、子ども・子育て支援事業計画において、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位です。

具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

(2) 提供区域の比較検討

提供区域の設定数の違いによるメリット・デメリットは以下のとおりです。

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント	区分	評価ポイント
A	面積と施設数	教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか
B	区域内居住率	居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

本市では、「小学校」「中学校」「高齢者福祉計画」「都市計画マスタープラン」の4区域を、教育・保育提供区域の比較対象としました。

■区域別概要等■

	小学校区	中学校区	高齢者福祉計画	都市計画マスタープラン
概要	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分
区域数	12	6	6	4

■高齢者福祉計画とは、高齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すもの。

以上の4つの区域について、教育・保育施設から見た、総合的な課題は以下のとおりです。

■教育・保育事業区域別に想定される課題■

区分	行政区域
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。(竜王、厚陽) ⇒施設はないが供給不足とはいえない→需給バランスが悪い 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。(竜王、小野田) ⇒区域外施設への流出が多い 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で保育所利用者の区域内居住率が80%を超える。 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分も考えられる。 ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

以上の課題をみると、各区域とも一長一短があるものの、子ども・子育て協議会での意見やニーズ調査結果においては、日頃の幼稚園、保育所の選定理由として、「教育・保育の方針や内容」「職員の質の高さ」に続き、「自宅からの距離」「通勤・送迎の便の良さ」等もウェイトが高いなど需給調整がしやすい区域設定が求められていることが示されています。

以上の分析、検討結果を踏まえ、教育・保育提供区域については、本市では「市全域」とします。

また、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があることから、地域子ども・子育て支援事業提供区域については、「市全域」とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査結果により、山陽小野田市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。ニーズ調査に基づく量の見込みに対応できるよう、幼稚園及び保育所等の施設の充実に努めます。

① 設定区分

設定区分は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の設定区分		算出対象児童年齢
1号認定	(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
2号認定①	(幼稚園)	3～5歳
2号認定②	(認定こども園、保育所)	3～5歳
3号認定	(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	0～2歳

② 需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②-①=						

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②-①=						

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②-①=						

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②-①=						

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		人	人	人	人	人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1					
	地域型保育事業※2					
	合計②					
②-①=						

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の充実に努めます。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤等の配慮に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化し、継続的な支援体制を作ります。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校入学時に、教員が子どもの特性を把握した上で教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

同一地域で一貫した教育を受けることで、年長児クラスがそのまま小学校へ移行できるなど、スムーズに学校生活になじめるような支援をしていきます。

また、幼児・児童への食事についてはアレルギー対策などのための設備や専門的な人材の確保などを検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行っていきます。

とくに、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1か所設置します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	か所	か所	か所	か所	か所
②確保方策	か所	か所	か所	か所	か所
②-①=	0	0	0	0	0

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供を行う事業であり、市役所に設置するものとして1か所とする。ただし、上記1箇所に限らず、利用者ニーズや多様な実施主体による開設等、検討を行います。

② 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。

対象 0歳児～2歳児

単位 人日

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

③ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象妊婦

単位人、回

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象0歳児

単位人

要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
② 確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象 養育支援が必要な家庭

単位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対象 0歳児～18歳児

単位 人日(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦

ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象 0歳～小学6年生

単位 人日

需要量と確保の方策

就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

事業概要

幼稚園在園児が通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象 3歳児～5歳児

単位 人日

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
② 確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象 3歳児～5歳児

単位 人日

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や保育所で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児

単位 人日

需要量と確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日	人日	人日	人日	人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児

単位 人

需要量と確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

対象 0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位 人日

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
②確保方策	人日		人日	人日	人日
②－①＝	0人日	人日	人日	人日	人日

⑪ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

対象 1年生～6年生

単位 人

需要量と確保の方策

【市全体】

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人	人	人	人	人
②確保方策	人	人	人	人	人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

※小学校区別は検討中

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

需要量、確保方策の設定は必要ありません。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

需要量と確保の方策

需要量、確保方策の設定は必要ありません。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、子育て世代への多様な支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業の質の向上について、事業の基本的な方向を示します。

① 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、利用者が円滑に教育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

少子化や家族形態の変化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

③ 妊婦健康診査

母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全てを訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことにより、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、乳児の健全育成環境を整えます。

④ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に、子育て経験者による育児家事の援助または専門職による具体的な指導助言を訪問により実現し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題

の解決、軽減を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の受け皿が必要とされていることから、本事業の周知徹底を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

ファミリーサポートセンターの活動についての周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図るとともに、提供会員の確保とレベルアップのための研修の充実を図ります。

⑧ 一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実とともに、施設間や近隣市町との連携を図ります。

⑨ 延長保育事業

保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、設備の整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑩ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の拡大は難しい状況であるため、今後検討していきます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本事業の実施にあたっては、小学校とも連携を密にし、放課後や長期休業期間における子どもの安全を保障し、安心できる居場所づくりを実施するため、計画的な受け皿確保のための施設整備を行います。また、入所審査基準に基づいた適切な児童の受入と、必要に応じて入所要件等の見直しを行い、効率的な受入体制を整えるとともに、指導員の人材確保、質の向上を図ります。さらに、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保を検討します。

併せて、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」との一体的または連携したな活用を検討します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4 子育て家庭を支援する体制づくり

(1) 子育てを支える地域社会の形成

子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動の充実や人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等を充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

学校教育においても地域住民を中心に支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めるとともに、子育てに関する活動をしている民間の人材等の発掘や登用を検討します。

併せて、社会全体で子どもの育ちを支え、地域ぐるみで子どもの育ちを支援していくために、市内小中学校で取り組んでいる「地域協育ネット」を核として、学校・家庭・地域の連携による教育支援体制の拡充を進めます。

また、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、その充実に努めます。さらに、少子化対策の一環として、多子世帯への支援や、子どもがほしいと願う人が妊娠、出産につながるよう、不妊治療費等の助成等を継続して実施するとともに、事業の周知に努めます。

(2) 相談体制、情報提供の充実

地域や保護者間のつながりの希薄化によって、身近で気軽に相談できる相手が少なくなり、子育て中の孤独感、不安感の増加などを背景に、相談内容が多様化、複雑化しています。

特に妊婦については、産後の子どもと一緒に生活スタイルがまだイメージしにくく、地域子育て支援センター等の地域での支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安を感じる母親も少なくありません。

パンフレット等による情報提供のほか、子育て情報サイトの内容をさらに充実させ、妊娠中や育児中に感じる孤独感、不安感を軽減できるような環境づくりを検討します。

(3) 学校における教育環境の整備

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

(4) 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等における家庭教育への支援が一層求められています。家庭の教育力を高めるような取組を通して、基本的な生活習慣はもちろん、親子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

5 妊産婦・乳幼児に関する保健環境づくり

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健指導

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠届出時の面接における禁煙、禁酒の指導強化や健康診査結果のチェック等を実施します。また、産科医との連携を図ることにより、後期妊婦健康診査での異常なしの割合の増加を目指します。さらに、妊婦同士の情報交換、育児の孤立防止のため、マタニティスクール等を通じて知識の情報発信に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行い、病気の早期発見、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

従来から、幼児健康診査結果での虫歯罹患率が高いため、ライフスタイルに応じた歯科保健教育に力を入れています。関係団体と連携し、さらなる歯科保健の充実に努めます。

併せて、何時でも安心して医療が受けられるように、関係機関と連携し、夜間・休日における小児医療体制の充実に努めます。

(2) 育てにくさを感じる親によりそう支援

育てにくさの原因は、子ども側に問題があったり、保護者自身の問題であったり様々ですが、育てにくさを感じる保護者の気持ちに寄り添うことは、虐待防止の観点からも大変重要です。

訪問や育児相談等で保護者の思いを十分に聞き取り、保護者の気持ちに添った援助を行い療育につなげ、イライラしたり辛いと感じる割合の減少を目指します。また、保護者自身に問題がある場合には、医療機関等の関係機関と連携し問題解決へつなげます。

これらの支援を行うために、対象者の把握に努め、保健師の訪問の徹底を図ります。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

健康な身体をつくるためには、規則正しい生活と栄養バランスの取れた食事が大事です。そのためには、山陽小野田市食育推進計画「元気いっぱいねたろう『食育』プラン」に基づき、子どもから大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、食育を推進することで、疾病の予防や適切な食習慣の確立を図ります。

具体的には、学校等で把握している肥満ややせなど、将来の健康に影響を及ぼす可能性の高い児童や生徒については、学校や家庭と連携して個別指導を行います。

また、家庭・学校・地域・行政が協働できる体制をつくり、連携体制を強化し、ライフステージに応じた間断のない食育を推進します。

成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促し、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるため、さらに薬物や喫煙等の思春期の教育を推進します。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 相談体制づくりや関係機関との連携強化

専門的な支援を要する子ども及び家庭への支援を充実させるため、地域の関係機関の連携および情報収集・共有の取組の強化に努めます。

具体的には、要保護児童対策地域協議会「山陽小野田市子育て支援ネットワーク」の活動を中心として、児童相談所や民生委員・児童委員、母子保健推進員、保育所、児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等、幅広い関係者とネットワーク化により取組の推進を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

また、里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の関係機関との連携を強化するとともに、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等の充実を図り、社会的養護の地域資源の活用及び社会的養護の支援体制の整備に努めます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、医療機関等との連携を図りながら、健康診査や保健指導等の母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、特定妊婦をはじめとした養育支援を必要とする家庭への支援につなげていきます。

具体的には、健康診査や家庭訪問、子育て支援サービス、地域の医療機関やその他関係機関と連携し、妊娠期からの虐待防止対策を行います。また、各種健康診査未受診者対策として、母子保健推進員、民生委員・児童委員からの情報提供や、行政、幼稚園、保育園等の連携等により受診率の向上に努めるとともに、健康診査未受診者への訪問等による安否確認を行います。

これらの訪問、乳幼児相談・指導等の保健事業を受けることによって「子どもを虐待していると感じる」保護者の割合の減少を目指します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブ等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、自立支援給付による就業支援や貸付制度等の経済的支援等を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

また、子育てサービスの情報提供や、相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児がいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な助言や指導ができる療育相談の充実を図ることにより、総合療育支援の強化を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、学校支援員の配置の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、男性の子育て参加や、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(2) 事業主の取組の促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業を表彰する県の男女共同参画推進事業者の認定制度を支援すること等により、仕事と子育てを両立できる職場づくり、職場ぐるみで子育てのサポートができる環境づくりの取組の推進を図ります。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てと仕事が両立できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進等について、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

8 安全・安心な子育て環境の充実

(1) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

子どもたちの交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の高揚に努めます。

また、子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって、子どもの犯罪被害は大きな不安要因のひとつとなっています。

そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等を通じて、地域全体での見守りにより、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい生活環境を確保するとともに、通学路の安全点検を定期的に行い、改善策を講じるなど、計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の整備と適切な管理に努めます。

9 青少年の健全育成の充実

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。青少年育成協議会の活動等を通して、地域社会全体での青少年健全育成の取組体制を充実させるとともに、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち適切な対応が取れるように、薬物や喫煙等による体への影響等思春期の保健に関する普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促すために、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

第Ⅳ部

計画の推進体制

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努めます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また子どもの「生きる力」を育むため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が働きやすい職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体との相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後、円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット※1）に加え、計画全体の成果（アウトカム※2）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

※1【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量(確保方策)

※2【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 山陽小野田市は子育て環境に対する評価および「山陽小野田市の子育て支援策についての満足度と重要度」を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・包括地域医療に関すること。 ・新病院建設に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場整備事業に関すること。 ・新ごみ処理施設に関すること。 ・空き家等の適正管理について ・子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関すること。 	<p>平成27年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する。</p>